

14.4
996

14.4-996

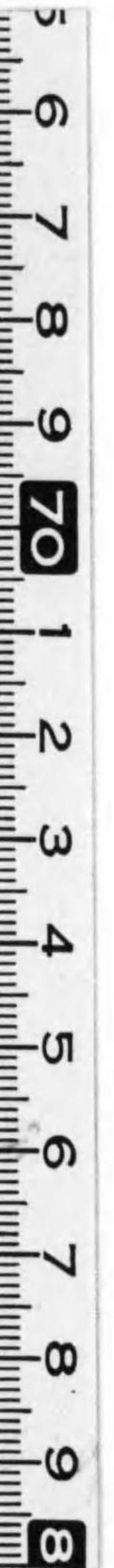


1200501209616

主要各國民間航空保護獎勵概況

通信省航空局編

昭和七年十一月



始



遞信省航空局

主要各國民間航空保護獎勵概況

昭和七年十一月



昭和七年十一月

代ヘルニ止マリ之ヲ公刊スルノ趣旨ニアラス

發行所寄贈本

一本書ハ歐米主要各國ニ於ケル民間航空保護獎勵ニ關
スル事項ヲ輯錄シタルモノナリ

一本書ヲ印刷ニ附シタルハ閱覽及執務ノ便宜上筆寫ニ



遞信省航空局

14.4-996

第一

英吉利

目 次

一 定期航空ニ關スル保護獎勵	一頁
(一) 補助金支給方法	一
(二) 定期航空會社ノ概況	四
二 航空工業ニ關スル保護獎勵	八
(一) 學術研究ニ關スル保護獎勵	八
(二) 製作工業ニ關スル保護獎勵	十
三 民間航空乗員養成ニ關スル保護獎勵	十二
牛津及劍橋大學航空隊	十三
輕飛行機俱樂部	十四
(三) 國民飛行營業會社	十七
四 英國民間航空豫算	十八
一九三二年度英國民間航空豫算	十九
最近五箇年間英國民間航空豫算總額及補助獎勵金額	十九

卷之六

卷之六

卷之六

第二 佛蘭西

二

一 定期航空ニ關スル保護獎勵

- (一) 定期航空保護政策 二
(二) 定期航空會社ノ概況 六

二 私ノ飛行ニ關スル保護獎勵

- (一) 自家用飛行機購買及維持獎勵金支給制度 三〇
(二) (二) 自家用飛行機操縦士免狀受有者ニ對スル獎勵金ノ支給 三三
(三) 私ノ飛行委員會 三四

三 航空工業ニ關スル保護獎勵

- (一) 學術研究ニ關スル保護獎勵 三四
航空技術員ノ養成 三四
(二) 製作工業ニ關スル保護獎勵 三四
航空機製造 三四
(三) 製作工業ニ關スル保護獎勵 三四

四 民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵

- 民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵 三六

五 其ノ他ノ事項ニ關スル保護獎勵

三七

六 佛國民間航空豫算

三八

第三 獨逸

一 航空全般ノ組織及航空ニ對スル諸方策

- (一) 航空行政機關ノ組織 四一

- (二) 航空關係法規 四二

- (三) 民間航空ニ對スル諸方策 四三

二 定期航空ニ關スル保護獎勵

- (一) 獨逸「ルフト・ハンザ」會社補助命令書 四四

- (二) 輸送事業ノ概況 四九

三 航空工業ニ關スル保護獎勵

- (一) 獨逸航空工業組合 五一

- (二) 乗員養成機關 五四

五 航空科學研究團體

- (一) 「ゲッティンゲン」流體力學研究所 五三
(二) 伯林「アードレルスホーフ」所在獨逸航空研究所 五四

三

第一 英 吉 利

(四) (三) 「ローレンロジッテン」會社	五
伯林航空科學協會	五四
六 航空保安設備	五四
地上設備	五四
遠距離通信業務	五五
航空氣象通信業務	五五
第四 北米合衆國	五四
一 定期航空ニ關スル保護獎勵	五七
二 航空工業ニ關スル保護獎勵	六六
三 航空科學研究團體	七〇
四 米國民間航空豫算	七二

一、定期航空ニ關スル保護獎勵

(一)補助金支給方法

(イ)航空會社ニ對スル補助金支給方法ノ沿革

英國ニ於テハ一九一九年「ホルト、トーマス」航空輸送旅行會社及「ハンドレー、ペーデ」輸送會社ノ二航空會社設立セラレ兩社ハ孰レモ政府ヨリ何等ノ補助ヲ受クルコトナク倫敦、巴里間ノ定期航空事業ヲ經營シタルカ一九二〇年ニ至リ更ニ「インストン、エアーライン」會社設立セラルニ及ヒ英國航空會社ハ三社ヲ算スルニ至レリ然ルニ是等英國會社ト同一航空線路ヲ經營シツワアリタル佛國航空運送會社ハ政府ヨリノ補助金ヲ得テ其ノ運賃ノ五割ヲ值下シタル爲英國會社中斯業ノ先驅者タル「ホルト、トーマス」會社ハ解散ノ已ムナキニ至リ他ノ二會社モ亦財政上甚シキ苦境ニ陥リタリ次テ一九二一年ニ入ルヤ佛國會社ハ自國政府ヨリ補助金ノ増額ヲ受ケ更ニ旅客運賃四割ノ値下ヲ斷行シタル爲殘存セル英國二會社モ亦其ノ競争ニ堪エス事業ヲ中止スルニ至レリ

然ルニ英國ノ輿論ハ之ヲ以テ國運ノ消長ニ關スル重大事件トシ政府ノ考慮ヲ促スコト急ナリシニ依リ當時ノ航空大臣「ウインストン、チャーチル」氏ハ直ニ委員會ヲ設ケ事態ヲ調査セシメ補助ノ必要ニシテ已ムヘカラサルモノナルコトヲ明カニシテ前記「ハンドレー、ペーデ」輸送會社及「インストン、エアーライン」會社ニ對シ臨時補助金ヲ下附スルコトトシ以テ事業ノ復興ヲ可能ナラシメタリ
右臨時補助金ノ支給期間ハ初メ一九二一年三月十九日ヨリ向フ七ヶ月ノ豫定ナリシカ其ノ後英國政府ハ之ヲ翌一九二二年三月末日迄延長シ兩社ニ對シ其ノ營業收入ノ一割ヲ補助シ且倫敦、巴里間ノ一航空毎ニ七十五磅ヲ支給シ更ニ所定期間内ニ於テ生シタル損失ハ之ヲ補償スルコトセリ於茲兩社ハ辛シテ經營ヲ持續シ得ルニ至レリ
一九二二年三月末日ヲ以テ臨時補助金下付ノ期間満了シタルカ政府ハ補助金支給繼續ノ緊要ナルヲ認メ同年四月一

日ヨリ向フ六ヶ月間ニ亘ル第二期ノ補助ヲ爲スコトニ決定セリ

右補助ノ方法ハ政府ヨリ各會社ニ其ノ總收入ノ二割五分ニ該當スル補助金及旅客一人ニ付三磅、貨物一封度ニ付三片ノ補助金ヲ支給シ一定數ノ飛行機材ヲ無償ニテ交付シ且會社ノ支拂ヒタル保険料ノ五割ヲ補償スルモノナリ

一九二二年十月第二期補助期間満了後モ政府ハ依然トシテ其ノ補助ヲ繼續シ尙國內會社相互間ノ競争ヲ避ケシムル爲各會社ニ經營線路ヲ協定セシメ其ノ後ハ著シキ變更ナク一九二四年三月末日ニ至レリ

英國政府ハ前記數年ニ亘ル航空會社補助ノ經驗ト民間航空補助調査委員會ノ報告ニ基キ國內各會社カ假令協定的ニ航空線路ヲ經營スルト雖之等ニ對シ各別ニ補助金ヲ支給スルヨリモ寧ロ一大會社ヲ設立セシメ之ニ民間航空事業ノ獨占權ヲ與フルト共ニ相當ノ補助金ヲ支給スルヲ得策トスル見地ヲ採リ茲ニ英帝國航空路會社ヲ設立セシムルニ至レリ

英帝國航空路會社ハ一九二四年四月一日當時航空事業ヲ經營シ居タル四會社即チ「ハンドレー、ペーチ」輸送會社、「インストン、エアーライン」會社、「ダイムラー、ハイア」會社及「ブリティッシュ、マリーン、エア、ナヴィゲーション」會社ヲ合併シ資本金百萬磅ヲ以テ設立セラレタリ

(口) 英帝國航空路會社ニ對スル補助金支給方法

英國政府ハ前記ノ如ク一九二四年四月一日當時存續ノ四航空輸送會社ヲ合併シ資本金百萬磅ヲ以テ英帝國航空路會社ヲ設立セシメ而シテ之ニ對シ向フ十ヶ年間ニ亘リ合計百萬磅ノ補助金ヲ支給スルコトシタルカ本支給方法ハ一九二九年ノ改正ニ至ル迄繼續セラレタリ其ノ概要ヲ掲クレハ左ノ如シ

(一) 一九二四年以後十ヶ年ニ亘ル政府ノ補助金總額ヲ百萬磅トシ最初四ヶ年ハ各年度十三萬七千磅ヲ次ノ六ヶ年ハ殘額ヲ遞減支給ス

(二) 會社ハ前記四航空會社ノ經營線路ヲ總テ繼承シ英國ニ於ケル民間航空輸送事業ノ獨占權ヲ有ス

(三) 會社ハ政府ヨリ必要ナル飛行場勤務員ノ供給ヲ受クルヲ得且機材ノ補給、修理及維持ノ爲前記補助金ノ外財政的援助ヲ受ク其ノ金額ハ平均一ヶ年二十三萬磅トス

(四) 會社使用ノ飛行機材ニハ英國製品ヲ選ヒ從業員トシテハ英國人ノミヲ採用ス

(五) 會社ハ毎年少クトモ百萬哩ノ飛行ヲ遂行スヘキ義務ヲ負フ本條項ハ後次ノ如ク修正セラレタリ即チ會社ハ毎年少クトモ四億二千五百萬馬力哩ノ飛行ヲ遂行スヘキ義務ヲ負フ

(六) 會社ハ國家危急ノ際其ノ施設政府ノ用ニ供スヘキ義務ヲ負フ

(七) 政府支給ノ補助金ハ將來會社ノ利益金中ヨリ之ヲ償還スヘキモノトス

英國政府ハ一九二九年三月三十日英國、印度間ノ定期航空開始ニ伴ヒ右ノ補助契約ヲ廢棄シ新ニ有効期間十ヶ年ノ契約ヲ締結シ一九二九年四月一日ヨリ之ヲ實施セリ

右新契約ノ概要左ノ如シ

(一) 一九二九年以後十ヶ年間ニ亘ル政府ノ補助金總額ハ二百五十萬磅ニシテ其ノ各年度ノ割當金額左ノ如シ

最初ノ二ヶ年	各年度	三三三五、〇〇〇磅
第三年度		三一〇、〇〇〇磅
第四年度		二三〇、〇〇〇磅
第五年度		一七〇、〇〇〇磅
第六年度		一二〇、〇〇〇磅
第七年度		七〇、〇〇〇磅
第八年度		
第九年度		
第十年度	(最終)	
次ノ四ヶ年	各年度	

各年度補助金額ハ(一)歐洲線(二)英國—埃及線(三)埃及—印度線ニ對シ一定ノ割合ヲ以テ按分セラル

(二) 政府ハ英國、印度間ノ定期航空ニ使用スル條件ヲ以テ「カルカツタ」型水上飛行機一機ヲ讓渡シ其ノ製作費相當額

(2) 英國、埃及間線路ノ第一年度補助金ヨリ控除ス

(3) 航空郵便増料金ハ郵政長官ト協議ノ上決定セラルモノナルカ大體英國、埃及、「イラーク」、印度ノ各一區間一「オンス」ニ付三片、英國、「イラーク」若クハ印度間一「オンス」ニ付六片ト定ム

(4) 歐洲線ニ付テハ舊契約ニ基キ既ニ五ヶ年間補助金ヲ受ケタルカ新契約ニ基キ更ニ今後十ヶ年ニ亘リ逐年遞減ノ方法ニ依リ補助金ヲ受ク

(5) 新契約ニ依レハ會社ハ歐洲線ニ於テハ從來通り毎日一往復ノ飛行ヲ爲シ一年間ニ之カ最低限四億二千五百馬力哩ヲ飛行スヘキ義務及英國、印度線ニ於テハ一九二九年四月一日以後毎週一往復ノ飛行ヲ遂行シ尙將來之ヲ每週二往復ニ改ムヘキ義務ヲ負フ

(6) 機体ノ改良殊ニ飛行機ノ運轉費用ニ對スル其ノ貨客搭載量ノ比率ヲ増大セシムルコトノ緊要ナルニ鑑ミ航空大臣ノ別段ノ決定ナキ限り毎年前記補助金ノ二割五分以上ノ金額ヲ機材ノ減價償却費ニ充當スルコトヲ要ス

右條件ニ依ルトキハ會社ハ契約期間中ニ於テ現在使用中ノ航空機ノ大部分ヲ新式機ト取換フルコトヲ得又右期間經過後ハ優良機材ノ使用ニ依リ減價償却費ヲ輕減スルコトヲ得ヘク且輸送貨客ノ自然増加ノ趨勢ト相俟ツテ會社ノ收支相償フニ至リ遂ニハ政府ノ補助ヲ必要トセサルニ至ルヘシ

(7) 舊契約ニ依レハ拂込資本ニ對スル一割ノ配當ヲナシ尙剩餘アルトキハ補助金ノ償却ノ爲其ノ三分ノ一ヲ政府ニ返納スルコトヲ要シタルカ新契約ニ依レハ政府ハ會社ヨリ額面一磅ノ利益後受株二萬五千株ヲ受ケ契約期間中ハ各年度利益金中ヨリ普通株ニ對スル一割ノ配當額ヲ控除セル剩餘利益金ノ半額ノ配當ヲ受ケ期間満了後ハ普通ノ利益配當ヲ受ケ政府ハ之ヲ補助金ノ償還ニ當ツルモノトス

(8) 大臣ハ會社取締役二名ヲ指名スルノ權限ヲ有ス

(二) 定期航空會社ノ概況

英帝國航空路會社歐洲線馬力哩統計表

年 度	馬 力 哩 數	年 度	馬 力 哩 數
一九二四年 (四月—十二月)	三五六〇四,〇〇〇	一九二八年	七八四、一四二、〇〇〇
一九二五年	四二一、五五、〇〇〇	一九二九年	八四〇、七八二、〇〇〇
一九二六年	五四九、二三九、〇〇〇	一九三〇年	八〇二、八五三、〇〇〇
一九二七年	五四三、五五三、〇〇〇	一九三一年	七九七、三三九、〇〇〇

英帝國航空路會社ハ舊契約ニ依レハ補助契約ノ殘期間五ヶ年ニ補助金残額六十萬磅弱ノ支給ヲ受クルニ過キサリシカ新契約ニ依リテ今後十ヶ年ニ亘リ補助金總額二百五十萬磅ノ支給ヲ受クルコトナリ極メ有利ナル條件ヲ得タルヲ以テ會社ハ其ノ使用機材ノ改善ヲ爲シテ以テ輸送能率ヲ上ケ左表ニ依リテ明カルカ如ク歐洲線ニ於テ一九三一年ニハ七九七、三三九、〇〇〇馬力哩ヲ飛行シ補助契約ニ基キテ要求セラル最小限度四二五、〇〇〇、〇〇〇馬力哩ヲ超ユルコト約八十八「パーセント」ニ達スル飛行成績ヲ擧ケタリ

會社ハ又業務擴張ニ依リ增加スル輸送ノ需要ニ應スルノ目的ヲ以テ一九三一年七月新ニ「ヴィクトリア」街ニ事務所ヲ開設シタリ

此ノ事務所ハ「ザザーン、レールウェイ」「ヴィクトリア」驛ニ隣接シ「クロイドン」飛行場トハ道路ニ依リテ連絡シ交通ノ要衝ニ當リ飛行機、汽船、汽車ニテ旅行セントスル者ノ爲ニ共通ノ而モ便利ナル發著所ヲナスモノナリ會社ハ其ノ創立以來大英帝國各植民地ト其ノ本國ノ首都倫敦トノ連絡ヲ能フ限り短時日ヲ以テセントスル政府ノ重要ナル交通政策ノ先驅ヲ爲シ英國—印度濠洲線、英國—埃及—南阿弗利加線ノ長距離航空線路ノ開設及經營ノ任ニ當レリ

(イ) 英國—印度—濠洲線

英國、印度間ノ定期航空線路ハ一九二八年五月一日英國政府ト英帝國航空路會社トノ間ニ新ニ締結セラレタル補助契約ニ基キ開設セラレタルモノニシテ一九二九年四月一日以降倫敦、「カラチ」間ニ於テ毎週一往復ノ定期航空行ハレ其ノ成績極メテ良好ナリ

(ロ) 南阿弗利加線
「カラチ」以東「デリー」、「カルカツタ」及「ラングーン」ニ至ル線路ハ印度政府ノ管理經營ニ屬セシメラレタルカ既ニ同政府ハ「カラチ」、「デリー」間ニ於テ英帝國航空路會社ヨリ賃借セル航空機ヲ以テ定期航空ヲ實施シ居レリ之ヲ更ニ前記「カルカツタ」、「ラングーン」迄延長セントスル計畫ハ目下印度政府ニ於テ考究中ナリ
英濠線ノ最終區間タル「ラングーン」、濠洲間ノ定期航空線路ニ關シテハ英帝國航空路會社ハ濠洲當局ト交渉ヲ重ネ近ク開設ヲ見ル豫定ニシテ一九三一年中ニ二回ノ試驗飛行ヲ遂行シタリ

(ハ) 南阿弗利加線
阿弗利加ニ於ケル英國ノ航空事業ハ從來僅ニ南阿聯邦ノ「ケープタウン」「ヨハネスブルク」線及「ポート、エリザベス」「ダーバン」線並東阿弗利加ニ於ケル「キスマ」「カルツーム」間ノ空軍ニ依ル不定期航空線路アルノミニ過キサリシカ數年前ヨリ英本國ト南阿弗利加トノ連絡大航空路計畫樹立セラルニ至レリ固ヨリ本線ハ阿弗利加内地ニ於ケル廣茫タル領域ノ開發及植民ノ促進ニ重要ナル關係ヲ有スルノミナラス軍事上又經濟上重大ナル意義ヲ有スルモノナルカ近來白耳義、佛蘭西各國ノ航空會社カ夫々政府ノ援助ノ下ニ阿弗利加航空線路ノ開拓ヲ計畫シ着々其ノ準備ヲ進メツツアルニ依リ之カ開設ハ英國ニトリ緊要欠ク可カラサルモノタルニ至リタルナリ
英國政府ハ幾多ノ大飛行ノ經驗並實地踏査ニ依リ著陸地等ノ設置ニ關シ完全ナル資料ヲ蒐集シ得タル結果今後倫敦、「ケープタウン」間航空輸送事業經營ノ出願アリテ其ノ經營ノ可能性ヲ認メタル時ハ南阿政府ノ贊同ヲ得タル上直ニ之カ許可ヲ與フル旨發表シタリ

茲ニ於テ阿弗利加航空界ニ活躍セル「コーサム、ブラックバーン」會社ハ該阿弗利加縱斷線ノ試驗飛行ヲ行ヒ之カ經營ヲ企圖シタリシモ英本國政府ヨリノ補助ハ英帝國航空路會社ノ優先權ニ妨ケラレ又該線沿線ノ各英國植民地政府ヨリノ補助ハ本國政府ノ之ニ對スル補助金支給ヲ條件トセルニ妨ケラレ其ノ孰レヨリモ補助金ヲ受クルコトヲ得サリシヲ以テ該企圖モ遂ニ一時頓挫スルノ已ムナキニ至レリ然ルニ一九三〇年ニ至リ該線ト關係最モ深キ南阿聯邦政府ハ本國政府トノ數次ノ交渉ノ結果遂ニ該縱斷航空線路ノ設置經營ニ對シ爾後五ヶ年ニ亘リ必要ナル補助金ヲ下付シ且其ノ他ノ協力援助ヲ惜マサル旨發表シ次テ該線沿線ノ「スーザン」「ケニヤ」「タンガニカ」「ウガンダ」、北部「ロデシア」及南部「ロデシア」等ノ諸政府モ亦同シク補助金下付並協力援助ノ保證ヲ與フル旨發表シ地方「コーサム、ブラックバーン」會社ト英帝國航空路會社トノ協定モ結ハレタレハ茲ニ前記諸政府ヲ代表セル航空省及「コーサム、ブラックバーン」會社ヲ代表セル英帝國航空路會社トノ契約案起草セラレ大体ニ於テ關係者ノ承認スル所トナリタリ

一九三一年航空豫算ノ討議ニ際シ航空大臣ノ答辯シタル所ニ依レハ前記諸政府ハ本航空線路ニ對シ夫々次ノ金額ヲ支給スルコトトナリ

英本國政府	二七〇、〇〇〇磅
「スーザン」政府	二六、二五〇磅
「ウガンダ」政府	五二、五〇〇磅
「ケニヤ」政府	七八、七五〇磅
「タンガニカ」政府	五一、五〇〇磅
「北部」ロデシア」政府	一〇、〇〇〇磅
「部南」ロデシア」政府	五〇、〇〇〇磅

南阿聯邦政府

四〇〇、〇〇〇磅

合計

九四〇、〇〇〇磅

斯クシテ本大航空線路モ漸ク實現ノ運トナリ其ノ第一期區間タル埃及ノ「アレキサンドリヤ」ヨリ「ムアンザ」ニ至ル區間ハ既ニ一九三一年一月下旬ヨリ定期航空輸送ヲ開始セルカ「ケープタウン」ニ至ル殘リノ區間モ同年末ノ「クリスマス」特別郵便飛行ヲ機トシテ航空輸送行ハルルニ至リ一九三二年一月下旬施設完成スルトトモニ全線ニ亘ル毎週一回ノ定期航空開始セラレタリ

(八) 大西洋横断線

英帝國航空路會社ハ又「アゾーレス」群島及「バーミューダ」島ヲ經由スル歐洲、米國間ノ航空線路ヲ他國航空會社トノ共同經營ノ下ニ開設セントシテ之カ可能性ニ就イテ目下研究中ナリ「バーミューダ」島長官ノ要求ニ基キ代表者一名同地ニ派遣セラレ適當ナル飛行場敷地選定セラレツアリテ此ノ飛行場ハ主トシテ「バーミューダ」島、北米合衆國間ノ旅客輸送ノ爲ニ使用セラルル筈ナリ而シテ此ノ線路ハ英本國ヲ加奈陀ニ連絡スル幹線ニシテ大西洋横断航空線路ニ適スル航空機ノ選定ハ最モ考慮ヲ拂フヘキ問題ナリ

二、航空工業ニ關スル保護獎勵

(一) 學術研究ニ關スル保護獎勵

英國政府ハ次ノ諸機關ヲ設置シ自ラ航空學術研究ニ努ムルト共ニ又民間ニ對シテモ之カ指導獎勵ニ盡瘁シ居レリ

(イ) 國立航空機研究所

國立航空機研究所ハ飛行機模型ノ製作、抗力及飛行機試驗並發動機ノ製作及性能試驗等各種ノ研究實驗ヲ爲シ航空調查委員會等ト連絡ヲ保チ軍事並民間航空ノ研究ヲ爲ス

(八) 航空調查委員會

(ロ) 航空省實驗所 (Air Ministry Laboratory)
航空省實驗所ハ帝國科學工科大學内ニアリテ同大學ニ於ケル一般科目ヲ修了シタル者ヲシテ更ニ一年間航空科ノ專攻ヲ行フニ當リ學科ト共ニ基礎的實驗ヲ爲サシメ希望ニ依レハ尙一年乃至二年間實驗ニ携ハルヲ得シメ以テ有爲ノ技師ヲ養成スルコトヲ目的トスルモノナリ

航空調查委員會ハ航空大臣ニ隸屬スル諮詢機間ニシテ其ノ組織及職務左ノ如シ
組織
本委員會ハ左ノ委員ヨリ成ル
航空省ヨリ四名、航空機製作業者ヨリ二名、理化學工業調查會ヨリ二名、理化學者ヨリ五名、理科大學ヨリ二名
主ナル職務
(1) 航空機ノ構造、航空科學及工業ニ關スル意見ヲ申進スルコト
(2) 航空大臣ノ指示スル調查及實驗ニ關スル作業ノ企圖及監督ヲ爲スコト
(3) 航空學校ノ振興ヲ圖ルコト
(4) 科學上ノ研究ノ發表又ハ他ノ調查會ト協力シ國內航空工業ノ發展ヲ助成スルコト

(二) 航空研究委員會

本委員會ハ航空省ニ依リ任命セラレタル委員會ニシテ各方面ニ亘ル權威ヲ集メ次ノ如キ小委員會ヲ設ク(一)氣体力學
(二)合金(三)發動機(四)事故調查(五)航空船(六)航空輸送(七)壓縮風洞(八)彈力及至(九)振動(十)音波光波等ノ干涉(一大風洞)(二)荷重係
(三)水上飛行機(四)安定(五)風式氣球(六)工業トノ關係(七)國產機及其ノ羽翼
而シテ各小委員會ハ屢々其ノ研究結果ヲ報告發表セリ

(ホ)國立理化學研究所 (National Physical Laboratory)

本研究所ハ八部ニ分タレ其ノ一一航空部ヲ有ス其ノ研究ハ全ク航空省ノ管轄外ニ在リテ直接實用ニ關係ナキ基礎的學理ノ實驗研究ヲ行フヲ以テ其ノ目的トス從ツテ設備トシテハ四個ノ風洞及一個ノ實驗用水渠ヲ有スルニ過キス

(ヘ)共同研究部 (Coordinating Research Board)

本研究部ハ一九二〇年ニ設立セラレタルモノニシテ其ノ目的トスル所ハ

(一)政府ノ施設ニ係ル各種研究機關ノ研究科目及其ノ研究結果ヲ相互ニ報告シ以テ研究ノ重複ノ弊ヲ防キ

(二)差支ナキ限り諸研究結果ヲ政府外ノ關係者ニ發表シ

(三)政府諸機關ノ要求ニ依ル特殊研究ノ爲メ必要ナル諸般ノ準備ヲ爲スニ在リ

(ト)水上機研究所、飛行機及裝備研究所

前者ハ「フレクストウ」後者ハ「マートルシャム」ニ在リ共ニ航空省ノ設置スル所ニシテ新ニ設計作製セラレタル水上又ハ陸上飛行機ノ實地試驗ヲ行フ

主トシテ軍用機ニ關スルモノナレトモ民間飛行機ニ對シテモ二十五磅ノ試驗料ヲ徵收シテ其ノ性能試驗ヲ行フ

(二)製作工業ニ關スル保護獎勵

(イ)航空機及發動機製作ノ獎勵

英國政府ハ製作工業ノ保護獎勵ノ意味ヲ含メ優良ナル航空機及發動機ノ買上ヲ爲シ居レリ

即チ其ノ心要ト認メタル航空機又ハ發動機ノ用途及性能ニ應シ豫メ研究ヲ重ねタル結果夫々適當ナル會社ニ注文ヲ

爲ス

(ロ)航空船建造ノ獎勵

英國政府ハ大型航空船ニ依ル植民地聯絡ノ計畫ヲ樹立シ之カ爲使用スヘキ航空船R一〇〇號及R一〇一號ヲ建造ス

ルニ當リ民間航空船製作工業ノ保護獎勵ノ一助トシテ前者R一〇〇號ノ建造ヲ航空船保證會社ニ請負ハシメ又其ノ姊妹船R一〇一號ハ之ヲ航空船工廠ニ於テ製作セシメタルトコロ兩航空船ハ何レモ一九一九年中ニ竣工シタリ然ルニR一〇一號ハ訪印飛行ノ途次佛國ニ於テ爆破シ其ノ犠牲者中ニハ英國航空界ノ名士多數アリタルニ依リ一方加奈陀飛行ニ成功シタルR一〇〇號モ遂ニ航空ニ不適ナル狀態ノ下ニ「カーディントン」ニ於テ繫留セラルル運命ニ到リタリ

一九三一年ニ至リ英國政府ハ最初R一〇〇號ヲ再ヒ艦装シ英本國島一周飛行ヲ始トシ數多ノ試驗飛行ヲ爲スコトニ決意シタルモ財政上ノ危機ノ爲此ノ消極的計畫スラ之ヲ拋棄スルノ已ムナキニ至リタリ

降テ同年九月「マクドナルド」首相ハ下院ニ於テR一〇〇號ヲ賣却シ「カーディントン」所在航空船工廠ノ人員ヲ減少セシムヘキ旨言明シ斯くてR一〇〇號ハ遂ニ十一月賣却セラレ年末ニハ既ニ殆ント完全ニ解体セラレタリ然レトモ航空船工廠自体ハ現在モ尙必要アラハ何時ニテモ再開シ得ル狀態ニ維持セラレ外國航空船降着ノ際ニハ之ヲ利用シ得ルモノナリ又絶エス外國ニ於ケル航空船ノ設計及建造ノ發展ニ着目シテ機會アラハ之ヲ活用スヘク「カーディントン」ノ工場ニハ數多ノ専門家ヲ殘留セシメタリ

(ハ)新式航空機ノ設計、試作ノ獎勵

英國政府ハ軍事上又ハ商業上有効ナル新式航空機ノ設計、試作ヲ獎勵スル方針ノ下ニ從來ヨリ發明家ニ相當ノ賞金ヲ與ヘ又ハ發明權ノ買上ヲ爲シ居レリ

(ニ)航空機博覽會

英國ノ製作工業界ハ一九三一年三月及四月「ブエノス・アイレス」ニ於テ開催セラレタル英帝國貿易博覽會ノ機會ヲ利用シテ「ラテン」亞米利加ニ於ケル販路擴張戰ヲ開始シタリ依テ航空機製作業者モ從來博覽會ノ度毎ニ援助ヲ吝マサリシ航空省及海軍省ノ後援ニ依リ「ブエノス・アイレス」ニ未曾有ノ大規模ノ航空工業製作品ノ展覽ヲ試ミ同時ニ

全南米ニ亘リ熱心ナル宣傳ヲ開始セリ。
航空機製作業者ハ英國館ノ利用シ得ル凡ユル場所ニ其ノ出品物ヲ陳列スルト共ニ他方「エル・パロマ」陸軍飛行場ニ於テハ最新型ノ英國製航空機二十機ヲシテ數週間ニ及ヒ毎日宣傳飛行ヲ爲サシメタリ。

財界不況ノ爲近キ將來ニ於テ思ハシキ賣行ヲ期待シ得ヘクモアラサリシニ依リ製作業者ハ此度ノ博覽會ヲ同シテ單ニ英國製航空機ノ優秀ナルコトヲ「ラテン」亞米利加ニ宣傳センカ爲ノ單ナル手段ニ過キ、ト爲シタルモ實際ニハ「アルゼンチン」及「ブラジル」ヨリ一、三ノ注文ヲ受クルコトヲ得タリ。

英國製航空機、發動機及部分品ノ輸出額統計表ニ依リ政府ノ保護獎勵ノ效果ヲ見レハ左ノ如シ

年 次	機 體	發 動 機		部分品價格 總價格	總 價 格
		數 量	價 格		
一九二四年	八	四六、一七三 <small>磅</small>	四九、一五三 <small>磅</small>	三三、八四三 <small>磅</small>	一、三〇、三五〇 <small>磅</small>
一九二五年	一四	三四、八六六	三三、八八一	一、四四、六三九	一、四四、六三九
一九二六年	一四	五六、一四七	四三、六六八	一、三八、六三九	一、三八、六三九
一九二七年	一四	三〇、一八三	三九、一四三	一、〇八、九五五	一、〇八、九五五
一九二八年	三七	四五、五三三	三九、一四三	一、三三、八七三	一、三三、八七三
一九二九年	三七	八〇、五三八	三九、一四三	一、三三、五九一	一、三三、五九一
一九三〇年	三七	六二、二八七	三九、一四三	一、三三、五九一	一、三三、五九一
一九三一年	三七	七八、五六八	三九、一四三	一、三三、五九一	一、三三、五九一
		四二三、四八	三九、一四三	一、三三、五九一	一、三三、五九一

三、民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵

(一)牛津及劍橋大學航空隊

牛津、劍橋兩大學航空隊ハ一九二五年大學當局ノ熱烈ナル贊意ヲ得航空省ニ依リ創設セラレタリ。其ノ主タル目的ハ飛行及之ニ關聯セル諸問題ニ對スル真摯ナル興味ヲ增進シ且職業トシテ航空ニ携ハル者英國空軍ニ籍ヲ置カムトスル者ノミナラス國家並民間航空ノ發展ニ密接ナル關係ヲ有スヘキ職業ニ就カムトスル者等ニ航空科學及實地ノ指導教練ヲ爲スニ在リ。空軍ヨリハ兩大學ニ教官ヲ派遣シ居レリ。

(イ)設備
教授科目ハ理論及實地ノ兩方面ニ亘ル左ノ科目ヨリ成ル
航空機、發動機、無線電信機、空中撮影機、航空機用兵器、航空用機器、高度測定裝置等技術的及軍事的方面ニ迄及フ各種ノ研究設備ヲ有シ劍橋大學航空隊ハ更ニ風洞、「タンク」及實驗室ノ設備ヲ有ス而シテ航空隊ノ練習機ハ最新型ノモノニシテ空軍軍人ニヨリ維持管理セラル

(ロ)教授科目

教授科目ハ理論及實地ノ兩方面ニ亘ル左ノ科目ヨリ成ル
航空術及航空原理、航空機ノ構造及手入、發動機ノ構造、手入及運轉、航空機操縱術
獨飛行許容セラル
會員ハ通常二ヶ年間同隊ニ於テ教授ヲ受クルトキハ單獨操縱ノ正式資格ヲ得尙特別優秀ナルモノハ一ヶ年ニシテ同資格ヲ受クルコトヲ得ヘシ

(ハ)航空練習

航空練習ハ複操縱裝置航空機ニ依リ行ハレ航空機操縱術ノ實地的訓練トシテ野外飛行ヲ行フ有資格者ニ對シテハ單

兩大學ノ航空課程ハ之ヲ學位課程ニ入レス但シ劍橋大學ニ於テハ機械學優等試驗ノ一部又ハ普通工學學位課程ノ一トシテ之ヲ選擇シ得ルコトトセリ

現在兩大學航空隊ノ有スル會員ハ夫々七十五名ニシテ試驗ニ合格セル會員ニ交付スル技倆證明書ニハ練習ノ成績ヲ具体的ニ記載ス一九三一年ニハ牛津大學ノ會員中三十三名劍橋大學ノ會員中四十一名ハ技倆證明書ヲ受ケタリ

(二) 輕飛行機俱樂部

英國政府ハ航空思想ノ普及、航空機操縱術ノ教授ヲ目的トシテ設立セラレタル輕飛行機俱樂部ヲ以テ國家有事ノ際空軍ニ編入シ得ヘキ民間操縱士ヲ養成スルノ機關ト見做シ之ニ對シ多額ノ補助金ヲ支給シ且各種ノ援助ヲ與ヘツツアリ右俱樂部ノ組織、操縱士養成成績及之ニ對スル政府ノ補助金支給制度左ノ如シ

(イ) 組織

一九二四年八月航空大臣ハ一定數ノ輕飛行機俱樂部ヲ設立シ之ニ對シ二ヶ年ヲ一期トシテ財政上援助ヲ與フヘキ旨發表シタリ茲ニ所謂輕飛行機俱樂部トハ右決定ニ基キテ設立セラレタルモノヲ指稱ス該決定ニ依レハ俱樂部ハ創立ニ際シ公認輕飛行機購入費トシテ創立補助金ヲ尙二ヶ年間維持費及材料消耗品購入費トシテ補助金ヲ受ケ之ニ對シ俱樂部ハ少クトモ創立補助金ト同額ノ出資ヲ爲スコトヲ要シ且飛行場及其ノ他ノ設備並補助金ニヨル購入品ノ維持管理ヲ爲スヘキ義務ヲ負フ

輕飛行俱樂部ハ公認ノ操縱教官及地上機關士ヲ任用スルコトヲ要ス

俱樂部員ハ英國人タルヲ以テ足リ其ノ性、年齢、職業其ノ他ニ關シ何等制限無シ

(ロ) 補助金支給制度

一九二四年輕飛行機俱樂部創設ノ際定メラレタル補助金支給制度ハ一九二七年次ノ如ク改メラレタリ

(一)「A」「B」兩號免狀ノ下付アル毎ニ夫々五十磅ヲ支給ス

(二)現會員ニシテ正規ノ免狀ヲ所有スル者ニ對シ十磅尙二十時間ニ達スル迄飛行一時間ニ付三十志ヲ加ヘ支給ス故ニ

一會員ニ對スル一ヶ年ノ最高支給額ハ四十磅トナリ

(三)各俱樂部ニ支給スル最高年額ハ二千磅トス

右ノ制度ハ一九三〇年ノ夏迄ノ期限ナリシヲ以テ既ニ廢止セラレタルカ航空省ハ各俱樂部ノ現狀及各俱樂部關係者ノ要望ヲ考慮シ其ノ補助金支給繼續ノ必要ヲ認メ左ノ如キ補助金支給制度ヲ採用シタリ

本制度ハ次ニ述フル國民飛行營業會社ニ對スルモノト同様ニシテ

(一)俱樂部員ノ操縱士免狀(自家用又ハ旅客貨物輸送用タルヲ問ハス)ノ交付ヲ受ケ又ハ其ノ更新ヲ受クル毎ニ十磅ヲ支給ス

(二)補助金總額ハ各飛行機俱樂部及國民飛行營業會社ニ對スルモノヲ合シテ二萬磅トス

(三)空軍操縱士タル會員ニ對シテハ其ノ現役タルト退役タルヲ問ハス補助金ヲ支給セス

(ハ) 現況

被補助輕飛行俱樂部ノ數ハ一九三〇年末ニハ二十ナリシカ一九三一年末ニハ二十二ニ増加シ政府ヨリ補助ヲ受ケサルモノヲ加フレハ其ノ數ハ三十二達ス而シテ右俱樂部ニ加入セル會員ノ現在數ノ平均ハ一九三〇年ニハ五、八〇八年ナリシカ一九三一年ニハ六、五七二名ニ増加セリ

被補助輕飛行俱樂部ノ現況(一九三一年末現在)ハ左表ノ如シ

俱樂部名	飛行會員數	會員總數	一九三一年中ノ A免狀獲得者數	一九三一年末ノ A免狀所有者數
倫敦	三八一	五三五	四二	一六九
ミッドランズ	二〇三	二六六	一五	五一
米	一五	一五		

(三) 國民飛行營業會社 (National Flying Services, Ltd.)

一九二八年總計	一九二九年總計	一九三〇年總計	一九三一年總計	一九三二年總計	一九三三年總計	一九三四年總計
一五〇	一四九	二六九	三四三	三〇	三四	一九一
二八〇	三八七	五八〇	六五七二	三四	一四	二八一
二九	三四	四八一	三五三	〇一三	一七	一四二
四四	七一七	〇四〇	一五六天	五六	一六	一五二

ルグスムア社	アイガ	デイキン	ハクウ	ヨウク	ハリ	ノーナン	ハーブ	ハーヴィング	ノーマン	ラ	シ	ス	ハ	ハ	ス	ニ
一七	一六	一五	一四	一三	一四	一四三	一四六	一四八	一四九	一五二	一五三	一五六	一五八	一六	一六九	一七
一六	一五	一四	一三	一二	一一	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四六	一四八	一四九
一五	一四	一三	一二	一一	一〇	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四六	一四八	一四九	一五〇
一四	一三	一二	一一	一〇	一九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九	二二九

國民飛行營業會社ハ一般ノ私飛行家並各輕飛行機俱樂部員ノ使用ニ供スル目的ヲ以テ全國各地ニ亘リテ飛行場ヲ經營シ各種ノ飛行營業ヲ爲シ且自ラ各地ニ飛行俱樂部ヲ設置セムカ爲ニ設立セラレタルモノナリ
會社ハ其ノ第一期計畫トシテ地方團體ト協力シ二十ヶ所ノ飛行場及百ヶ所ノ不時著陸場ヲ建設スルコトニ決シ既ニ輕飛行機俱樂部ヲ有スル倫敦(ハンウォース)「リーヴ」、「ハル」、「リーディング」、「ノッティンガム」及「プラックプール」ノ六飛行場ヲ開設シタルカ一九三一年ニハ「ストウク・オン・トレント」飛行場ノ經營ヲ開始シタリ而シテ前記「プラックプール」及「ノッティンガム」ノ飛行場ハ一九三一年中ニ正式ニ市立飛行場トシテ開場セラレ又同年十月ニ「ヨークシャ」俱樂部ハ「シャーバーン・イン・エルメット」ヨリ本會社ノ管理ニ屬スル「リーヴ・プラッドフォード」市立飛行場ニ移轉シタリ今會社ノ業務成績ニ就イテ見ルニ有償飛行時間數ハ一九三〇年ニハ一〇、七九七時、一九三一年ニハ八、五三一時トナリ其ノ内譯ハ教授飛行三、一〇七時間、「ハイアー」飛行三、八七四時間、「タクシー」飛行七六五時間及遊覽飛行七八五時間ナリ又會社ノ所有飛行機ハ四十二機アリ會社ニ所屬スル俱樂部會員ノ一九三一年ニ於ケル平均現在數ハ一、五八

四名ニシテ右會員中ニハ一九三一年十二月末現在ニ於テA免狀受有者五三九名、B免狀受有者六四名有リ其ノ中一九三一年ニA免狀ヲ受ケタルモノハ九七名ナリ

四、英國民間航空豫算

(一) 一九三二年度英國民間航空豫算

項	目	金	額	前年 度トノ 比較
政府所有民間航空用飛行場維持費及人件費	航 空 路 • 測 量 及 試 驗	三,200	三,000	
航 空 通 設	航 空 补 助 奖 劵	三,200	二,400	二,000
諸 民 氣 象	本 部 人 件	一,0,500	一,6,900	一,6,900
(八) (ロ) (イ) 英 帝 國 航 空 路 會 社	機 報 設	五,000	五,000	五,000
民 行 機 俱 樂 部	部 費 場 備	二,500	二,500	二,500
民 行 营 業 會	備 備	五,000	六,000	八,000
	費 場	一,500	一,500	三,000

(二) 最近五箇年間英國民間航空豫算總額及補助獎勵金額		
年 度	民 間 航 空 豫 算 總 額	民 間 航 空 豫 算 總 額
一九三〇年	四三六,六〇	二四六,六〇
一九二九年	内 英 國 飛 行 機 俱 樂 部 會 社 三一八、五 〇〇〇 〇〇〇	内 英 帝 國 飛 行 機 俱 樂 部 會 社 二三〇、六 〇〇〇 〇〇〇
一九二八年	内 英 帝 國 飛 行 機 俱 樂 部 會 社 二四六、六〇	内 英 帝 國 飛 行 機 俱 樂 部 會 社 二三〇、六 〇〇〇 〇〇〇
豫定 (ロ) 其 他	（イ） スル 收入 （イ） リム 等ノ 民間 航空 用 飛 行 場 ヨリ 生 入	（イ） スル 收入 （イ） リム 等ノ 民間 航空 用 飛 行 場 ヨリ 生 入
府英帝國航空路會社南阿線補助ノ爲ノ諸殖民地政 府ヨリノ助成金	豫定 （イ） スル 收入 （イ） リム 等ノ 民間 航空 用 飛 行 場 ヨリ 生 入	豫定 （イ） スル 收入 （イ） リム 等ノ 民間 航空 用 飛 行 場 ヨリ 生 入

第二佛蘭西

一九三一年	一九三一年
六七八、四〇〇	五三五、五〇〇
內國輕英民飛帝國航 行機俱空路會社	內國輕英民飛帝國航 行機俱空路會社
五二〇、五五〇、 〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇	四〇五、五八〇、 〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇

一、定期航空ニ關スル保護獎勵

(一) 定期航空保護政策

(イ) 歐洲大戰後ノ佛國政府ノ定期航空補助政策

歐洲大戰終息スルヤ佛國政府ハ戰時中ニ進歩シタル航空技術ヲ平時ニ於テ維持シ且之カ發達ヲ圖ルコト緊要ナリト認メ一九一九年度豫算ニ三千七百萬法ノ民間航空ニ關スル經費ヲ計上シ其ノ中千八百萬法ヲ民間航空補助ノ爲ニ支出シタルカ右民間航空補助金ハ必スシモ定期航空ノミニ之ヲ支給シタルモノニ非ス純然タル私ノ飛行ニ付テモ飛行距離補助金ヲ、不定期航空輸送物ニ付テモ其ノ重量ニ應スル補助金ヲ支給セル外軍用ニ供シ得ヘキ優秀ナル飛行機ニ付テハ其ノ購買價格ノ二割五分ヲ補助スルコトトセリ

右補助金支給ニ關スル條件左ノ如シ

(一) 飛行機及附屬品ハ佛國人ノ所有スルモノタルコト

(二) 事業ノ運用管理モ亦佛國人之ヲ行フモノタルコト

(三) 操縱ニ從事スル操縱士モ亦全部佛國人タルコト

次テ一九二〇年ニ至リ政府ハ一月三十日附ノ大統領令ヲ以テ民間航空ニ關スル主管ヲ陸軍省ヨリ土木省ニ移シ之ト同様ニ新ニ定期航空補助制度ヲ定メタルカ從來ノ制度ト略同様ニシテ只其ノ相違スル所ハ飛行郵便物百瓦以下ニ付八法、之ヲ超ユルコト二十瓦又ハ其ノ端數毎ニ一法六十參ノ増料金ヲ徵收シ増料金ハ全部之ヲ受命者ニ支給スルコトトセリ

一九二一年度ニ於テハ飛行機購買補助金ヲ飛行機價格ノ五割トシタル外略前年ト同様ナリキ

一九二二年度及一九二三年度ニ於テハ飛行機購買補助金ノ外飛行時間及飛行距離ニ應シテ支給スル補助金及輸送シ

タル旅客及貨物ノ數量ニ應シテ支給スル補助金ヲ設ケタリ

一九二四年ニ至リ又其ノ補助方法ニ改正ヲ加ヘ購買補助金及輸送貨客ノ數量ト飛行距離トニ應シテ支給スル飛行距離補助金ノ二種トシ飛行機ノ速力ハ之ヲ考慮ニ入レサルコトトセリ但シ會社ノ營業上ノ收支計算ニ缺損ヲ生シタル場合ハ當該年度ノ支給補助金ノ五割以内ニ限り政府ニ於テ之ヲ補償スルコトトシ以テ斯業發達ノ徹底ヲ期セリ

(ロ) 一九二五年度ヨリ一九二八年度迄ノ佛國政府ノ定期航空補助政策
一九二五年度ニ於テハ從來定期航空會社ニ對シ支給シ居タル飛行機購買補助金ヲ廢止シ飛行補助金及飛行補助割増金ヲ支給スルコトトセリ即チ飛行補助金ハ政府、會社間ノ契約ニ定ムル要件ニ從ヒ規定ノ區間ヲ正規ニ飛行シタル場合飛行距離ニ應シ之ヲ支給シ尙政府ノ認ムル補充航空ニ對シテモ亦之ヲ支給セリ而シテ飛行補助金ノ率ハ飛行距離一杆毎ニ有效積載量百廷ニ付之ヲ左ノ如ク定メタリ

最初ノ四百廷ニ對シテ

一、七五法ノK倍

四百廷以上ノ百廷ニ對シテハ

一、二五法ノK倍

右係數Kハ各會社ノ經營線路每ニ契約ニ於テ之ヲ定メ五十廷ニ滿タサル端數ハ之ヲ切棄テ五十廷以上ハ之ヲ百廷トシテ計算セリ

飛行補助割増金ハ會社ノ政府ニ提出スヘキ營業報告中ニ借越額アル場合飛行補助金ト同一條件ノ下ニ會社ニ之ヲ支給スルモノニシテ其ノ率ハ營業報告ヲ均衡セシムル如ク之ヲ定メタリ然レトモ右割増飛行補助金額ハ飛行補助金額ノ五割ヲ超ユルコトヲ得ス且飛行補助金及割増飛行補助金ノ總額ハ當該航空會社ニ對スル補助金經費總額ヲ超ユルコトヲ得サルモノトセリ

右ノ外佛國政府ハ基礎ノ確定シ良好ナル成績ヲ擧クルニ至レル「エール、ユニオン」會社經營ノ倫敦、巴里間航空線路ニ對シテハ一九二五年度ヨリ從來ノ每年度契約ニ代フルニ十箇年契約ヲ締結シテ右會社ヲ補助スルコトトセリ而シテ

其ノ補助金支給方法ハ前記毎年度契約ノ場合ト殆ト同様ナリ

斯テ一九二六年度、一九二七年度及一九二八年度ニ於テハ大體右支給方法ニ基キテ補助金ヲ支給セリ

(ハ) 一九二九年度以降ノ佛國政府ノ定期航空會社補助政策

一九二九年度以降ニ於テハ從來ノ如ク飛行補助金及必要アラハ飛行補助割増補助金ヲ支給スルモ飛行補助金ノ支給方法ハ飛行杆數ト飛行機ノ有效積載量トニ基クコトナク飛行杆數ト飛行機ノ性能トニ基クコトトセリ
右一杆飛行補助金ハ一ハ發動機ノ總馬力數ニ比例シテ變化シ他ノ一ハ機體ノ性能ニ從ヒ變化スル左ノ二元(原則)ヲ以テ計算セラル

第一元P¹ハ左ノ割合ヲ以テ計算セラル

二百五十馬力迄ニ付テハ

$$K \times 0.28 \times \frac{\text{總馬力數(總數ノ算入セズ)}}{10}$$

二百五十馬力以上八百馬力迄ノ追加ニ付テハ

$$P^1 = K \times 0.15 \times \frac{\text{總馬力數} - 250}{10}$$

八百馬力以上ノ追加ニ付テハ

$$P^1 = K \times 0.10 \times \frac{\text{總馬力數} - 800}{10}$$

Kハ各航空線路ニ付其ノ契約ニ於テ之ヲ定ム

第二元P²ハ左ノ通り定メラル

單發動機付陸上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{450} - 1 \right)$$

第一種多發動機付陸上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{400} - 1 \right)$$

單發動機付水上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{300} - 1 \right)$$

第一種多發動機付水上飛行機ニ付テハ

$$P^2 = P^1 \times 0.70 \left(\frac{A}{250} - 1 \right)$$

右算式中ノAハ左式ヲ以テ之テ求ム

$$A = \frac{(P_t - P_m + n_{25})(V - 50)}{W}$$

P^tハ飛行機ノ堪航證明書記載ノ全備重量

P^mハ飛行機ノ堪航證明書記載ノ自重

nハ飛行機ノ旅客座席數

Vハ發動機ノ利用回轉數ヲ以テスル地上附近ニ於ケル水平速度

Wハ發動機ノ總公稱馬力數

飛行補助割増金ハ從來ノ如ク共通指令書ニ定ムル會社ノ政府ニ提出スヘキ營業報告中ニ借越額アル場合飛行補助金ト同一條件ノ下ニ會社ニ之ヲ支給スルモノニシテ其ノ率ハ營業報告ヲ均衡セシムル如ク之ヲ定ム然レトモ其ノ飛行補助割増金額ハ飛行補助金額ノ五割ヲ超過スルコトヲ得ス又飛行補助金及飛行補助割増金ノ總額ハ當該航空會社ニ對スル豫算ニ定ムル補助金經費總額ヲ超ユルコトヲ得サルモノトセリ

(二)佛國通商航空法案

一九三一年六月佛國政府ハ國際航空ノ發達及佛國定期航空ノ現況特ニ航空郵便會社ノ事態ニ適應スル爲通商航空法案ヲ作成シ議會ニ提出セリ而シテ其ノ要點ハ補助命令ノ最大期限ヲ十箇年トスルコト、補助命令ハ競爭入札ニ依ルモ既ニ當該地方ニ航空幹線ヲ經營シ居ル航空會社ニハ優先權ヲ與フルコト、國家ハ會社ノ資本ニ參加シ其ノ支配人株式ノ四分ノ一以上ヲ引受ケ尙一般ノ株式ニ應募スルコトヲ得ルコト、會社ノ重役ハ政府ノ承認ヲ要シ其ノ支配人ノ少クトモ三分ノ二ハ佛國人タルコト、株式ハ記名式其ノ移轉ニハ航空大臣ノ認可ヲ要スルコト、國家ハ取締役會ニ二名以上又支配人會ニハ國家ノ出資額ニ應シ一名以上ノ代表者ヲ出スコト、會社ノ社債又ハ手形發行ニ依ル借入金ハ政府ノ認可ヲ要シ會社資本金ノ三倍ヲ限度トスルコト等ナリ

政府ハ又本法案ニ於テ近ク開始ヲ見ルヘキ佛本國、「マダガスカル」島間ノ阿弗利加縱貫航空線路ヲ經營スヘキ阿弗利加通商航空會社ノ設立ヲ規定シ其ノ資本金ハ千六百萬法トスルコト、其ノ中六百萬法ハ政府ニ於テ應募ヲ爲スコトトセリ

本法案ハ各會社トノ現行補助令ノ期間滿了ノ時ヨリ施行セラルモノナリ

(ホ)航空輸送最高諮詢會

佛國政府ハ航空輸送ノ發展ニ鑑ミ將來起り得ヘキ各種問題ノ審議機關トシテ一九三〇年五月政府委員、兩院議員、航空製作業者、定期航空輸送業者ヨリ組織セラルル諮詢會ヲ設立セリ

本諮詢會ハ航空大臣ニ隸屬シ航空ニ關スル一切ノ法規ノ草案並航空ニ關スル全般的組織及財政制度ニ關スル諸問題ヲ審議ス而シテ尙本諮詢會ノ下ニ航空輸送技術評議會及航空輸送監理評議會アリテ各々其ノ事務ヲ分擔ス航空輸送技術評議會ハ航空大臣又ハ航空輸送最高諮詢會ノ提出ニ係ル航空輸送ニ關スル技術上ノ諸問題ヲ審議ス即チ運航ニ關スル全般的組織方法、會社ノ規程、工事、諸手當、乗員ノ退職及救濟ニ關スル規定、飛行機材ノ配置及其ノ承認等ニ關スル事項ヲ掌理ス

航空輸送監理評議會ハ航空大臣又ハ航空輸送最高諮詢會ノ提出ニ係ル航空輸送ニ關スル商業上ノ諸問題ヲ審議ス即チ航空會社ノ申請セル時間表及料金ノ承認、航空會社間又ハ航空會社、航空官憲間ノ問題、航空郵便ノ發達ニ關スル事項、國內會社ト外國航空會社間ノ營業上ノ協定等ヲ審議ス

(二)定期航空會社ノ概況

現在佛蘭西ニ於テ定期航空事業ヲ經營セル主ナル航空會社六アリ其ノ概況左ノ如シ

(1)「ユール、ユニオン」會社(Compagnie Air-Union)

佛蘭西最初ノ航空會社ハ世界大戰直後飛行機製作業者「ルイ、ブレーグ」氏ノ創設セル航空運送會社(Compagnie des Messageries Aériennes)ニシテ同社ハ初メ英國ノ「ハンドレー、ペーチ」會社ト提携シテ倫敦、巴里間ノ旅客運送ヲ經營ミタリシカ佛國政府ヨリ補助金ヲ支給セラルニ及ヒ英國ノ右會社ト分離セリ次テ一九一〇年ニハ大航空通運會社(Compagnie des grands Express Aériens)創設セラレ同會社ハ前記航空運送會社ト同一航空線路ヲ經營シ互ニ競争ヲ爲シタルモ一九一三年ニ至リ兩會社ハ合併シテ「ユール、ユニオン」會社ノ名稱ノ下ニ四百七十萬法ノ資本金ヲ以テ同航空線路ヲ經營シ其ノ後設立セラレタル英帝國航空路會社ト其ノ雄ヲ競ヒ尙一九二六年五月ニハ巴里—里昂—「マルセイユ」ノ航空線路ヲ開設シテ其ノ俊翔ヲ地中海ニ伸ヘ又同時ニ里昂ヨリ瑞西ノ「ジエネーヴ」ニ至ル支線ヲ開設シ七月ニハ從來「アンチープ」「アジャクシオ」間ノ航空線路ヲ經營シ居タル水上航空會社(Compagnie Aéronavale)ヲ併合シ資本金ヲ六百二十萬法ニ増額シ「アンチープ」「アジャクシオ」間ノ航空ヲ其ノ手ニ收メ一九二六年十一月ニハ此ノ線路ヲ「アジャクシオ」ヨリ佛領北部阿弗利加ノ「チュニス」迄延長シ一九二九年四月ニハ此ノ線路ノ起點タル「アンチープ」「マルセイユ」ニ移シ愈々北ハ倫敦ヨリ南ハ「チュニス」ニ至ル南北縱貫航空線路ヲ完成シ又同時ニ巴里、倫敦間ノ夜間定期航空ヲ開始セリ又一九三〇年ニハ千四百萬法ニ資本金ヲ増額シ巴里—里昂—「マルセイユ」線ノ夜間航空設備ヲ完備シ一九三一年ニハ大西洋就航汽船ニ聯絡シテ無補助線路タル巴里—「シャルブル」

線及巴里—「ル、アーブル」線ヲ開設シテ遊覽客ニ便宜ヲ供シ一九三二年ニハ巴里ヨリ「ジュネーヴ」及「ローランヌ」ニ至ル直行線ヲ開設セリ

尙本會社ハ北部阿弗利加ニ於テ將來「チュニス」ヲ起點トシテ西ハ「アルジリ」迄東ハ埃及迄其ノ航空線路ヲ延長スル計畫ヲ有ス

(2)空中輸送會社(Société Générale de Transports Aériens)

本會社ハ一九一〇年ノ創設ニ係リ現在一千萬法ノ資本金ヲ有ス其ノ創設當初ヨリ巴里—「ブラッセル」「アムステルダム」ノ航空線路ヲ經營シ和蘭ノK、L、M航空會社ト輸贏ヲ爭ヒツツアリシカ一九二六年五月巴里—柏林線ヲ開設シ爾來漸次其ノ翼ヲ中歐ニ延ヘ「ブラッセル」「アントワープ」「ロッテルダム」「アムステルダム」線、「ブラッセル」「オスティンド」線等ノ支線ノ外巴里—「ケルン」「マルトムンド」「ハンブルヒ」「コンペハーゲン」「マルメ」線ヲ開設シ白耳義、和蘭、獨逸及「スカンヂナヴィア」地方ニ大ニ其ノ驥足ヲ伸ヘタリ

尙本會社ハ巴里—柏林線ヲ「ワルソー」ヲ經テ露西亞及「バルチック」諸國迄又巴里—「マルメ」線ヲ北ハ「オスロー」迄東ハ「ストックフォルム」迄延長スル計畫ヲ有ス

(3)國際航空會社(Compagnie Internationale de Navigation Aérienne)

本會社ハ一九一〇年ノ創設ニ係リ一九一四年十一月迄ハ佛羅航空會社(Compagnie Franco-Romaine)ト稱シ最初巴里—「ストラスブール」「プラーグ」間ノ航空線路ヲ經營シタルカ爾來漸次其ノ航空線路ヲ延長シテ巴里—「スタンブル」間、「プラーグ」「ワルソー」間ノ航空線路ヲ經營スルニ至レリ而シテ一九二五年ニハ獨逸版圖上ノ飛行ヲ禁止セラレ種々經營上困難ニ遭遇シタルモ一九二六年五月二十六日佛獨航空協定ノ締結ヲ見ルニ及ヒ再ヒ獨逸國版圖上ノ飛行ヲ許可セラレ現在ニ於テハ「ニールンベルヒ」及「ブレスラウ」ニ着陸シ居レリ

本會社ハ佛國ニ於ケル他ノ航空會社ト異リ數多ノ國ノ版圖上ヲ通過スル線路ヲ經營シ居ル關係上被飛行國ト長期間

ノ契約ヲ結ヒテ各國政府ヨリ補助金其ノ他ノ特權ヲ賦與セラレ居レリ

本會社ハ八百二十五萬法ノ資本金ヲ擁ス其ノ中六割一分ハ佛國側、一割九分ハ「ルーマニア」國側、二割ハ「チエッコ
スロヴェニア」國側ノ出資ナリ

尙本會社ハ將來巴里—「スタンブル」線ヲ「アンゴラ」「アレッボ」ヲ經テ「バグダッド」迄延長スル計畫ヲ有ス

(ニ) 航空郵便會社(Compagnie Générale Aéropostale)

本會社ハ元航空興業會社(Compagnie Générale d'Entreprises Aéronautiques)ト稱シ一九一八年ノ創設ニ係ル一九一九年「ツールーズ」「ラバ」間ノ航空線路ヲ開設シテ以來漸次其ノ航空線路ヲ延長シ一九二五年ニハ其ノ線路ヲ「ラバ」ヨリ「ダカール」迄延長シ主トシテ佛領北部阿弗利加、佛本國間ノ郵便物ノ輸送ヲ爲シタルカ一九二八年二月現在ノ航空郵便會社ト其ノ社名ヲ改稱シ數年來研究ヲ重ね居タル佛本國、南米間ノ郵便物輸送航空線路ヲ開設スルニ至レリ此ノ線路ハ「ダカール」ヨリ南大西洋ヲ横断シテ「アルゼンチン」國ノ「ブエノス、アイレス」ニ至ルモノニシテ安全ニ大西洋ヲ飛過スルコトヲ得ル優秀ナル飛行機ノ出現スル迄「ナタール」「ダカール」間三、四六〇秆ノ區間ハ高速汽船ヲ以テ中繼セリ又同年十月ニハ「マルセイユ」「アルジール」間ノ郵便物輸送線路ヲ開設セリ此ノ線路ハ地中海ヲ横断シテ北部阿弗利加ニ至ルモノニシテ實ニ將來開設セムトスル佛本國、「マダガスカル」島間ノ計畫中ノ線路ノ基底トナルモノナリ尙一九二九年五月ニハ巴里—「ボルドー」「ビアリッツ」線及「ボルドー」「ツールーズ」線ヲ開設シ南米線ヲ首都巴里ニ聯絡セシメ又南米線ヲ智利ノ「サンチャゴ」迄延長セリ一九三〇年ニハ巴里—「ボルドー」「ビアリッツ」線ヲ西班牙ノ首府「マドリード」迄延長セリ尙本會社ハ南米線ヲ一方「ナタール」ヨリ佛領「ギヤナ」及「アンチル」諸島ヲ經テ紐育迄又他方智利ノ「サンチャゴ」ヨリ太平洋岸ニ沿ヒ「ボリヴィア」國及「ペルー」國迄延長スル計畫ヲ有ス

本會社資本金ハ創立當時五百萬法ナリシカ事業擴張ニ伴ヒ漸次之ヲ増資シテ現在ハ四千五百萬法ヲ有スルニ至レリ

然ルニ一九三〇年末ヨリ經濟界ノ不況ノ爲事業用資金ノ調達不可能トナリタリ依テ政府ハ直ニ本會社救濟策ヲ樹テ一九三一年度補助金八千六百萬法ノ五分ノ一即チ千七百二十萬法ノ前貸ヲ爲シ且會社ノ爲六百萬法迄ノ保證ヲ爲スコトニ決定セリ

(ホ) 「エール、オリエント」會社(Compagnie Air-Orient)

本會社ハ一九二七年ノ創設ニ係リ「マルセイユ」「バグダッド」間ノ定期航空ヲ開始シタル「エール、ユニオン、リードリアン」會社ト極東方面ニ於テ定期航空開設ノ爲着々準備ヲ爲シ居タル「エール、アジ」會社トノ合併ノ結果二千二百四十萬法ノ資本金ヲ以テ設立セラレタル會社ニシテ末年一月下旬「マルセイユ」、西貢間ノ歐亞聯絡大幹線ヲ開設スルニ至レリ

(ヘ) 阿弗利加縱斷航空會社(Compagnie Transafricaine d'Aviation)

本會社ハ六百萬法ノ資本金ヲ有シ阿弗利加ヲ縱斷シ佛本國、「マダガスカル」島間ノ定期航空線路ノ開設ヲ目的トス一九二九年十二月及一九三〇年一月前後二回ニ亘リ「アルジエール」「フオール、ラミー」間ノ試驗飛行ヲ行ヒタルカ近ク白耳義ノ「サベナ」會社ト聯合シテ阿弗利加ニ於テ航空線路ヲ開設スル豫定ナリ

佛國政府ハ從來雜然ト發達シ來レル各航空會社ヲ組織的統制ノ下ニ合同セシメムトスル計畫ヲ樹テ目下之カ實施ニ努メツツアリ而シテ此ノ計畫ニ依レハ「エール、ユニオン」會社ト合同シテ佛本國、極東間ノ航空線路ノ經營ニ當リ國際航空會社ハ空中輸送會社ト合同シテ中部又東部歐羅巴方面ノ航空線路ヲ經營シ又航空郵便會社ハ阿弗利加縱斷航空會社ト合同シテ阿弗利加及南北亞米利加方面ノ航空線路ヲ經營スル豫定ナリ

會社別支給補助金額

會社名	年 度	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
エール、ユニオン會社 (資本金一四〇〇〇〇〇〇法)		八,〇〇〇,〇〇〇法	八,五〇〇,〇〇〇法	九,五〇〇,〇〇〇法	一七,五〇〇,〇〇〇法	一四,九〇〇,〇〇〇法	三〇,〇〇〇,〇〇〇法	三七,〇〇〇,〇〇〇法

空 中 輸 送 會 社 (資本金一〇,〇〇〇,〇〇〇法)	一,二〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	八四〇,〇〇〇	一四四〇〇,〇〇〇	二三、四二二,〇〇〇
國 際 航 空 會 社 (資本金八、二五〇,〇〇〇法)	二三、五〇〇,〇〇〇	一五、一五〇,〇〇〇	一八、六五〇,〇〇〇	二〇、〇〇〇,〇〇〇	二三、五〇〇,〇〇〇	三七、一五〇,〇〇〇
航 空 郵 便 會 社 (資本金四五〇〇,〇〇〇法)	一七、三三〇,〇〇〇	三三、二一〇,〇〇〇	三三、四〇〇,〇〇〇	三五、三五〇,〇〇〇	三六、一〇〇,〇〇〇	六六、三五〇,〇〇〇
エ ー ル、オ リ アン 會 社 (資本金三二、四〇〇,〇〇〇法)				七五〇,〇〇〇	二二、九〇〇,〇〇〇	八、三七〇,〇〇〇
備 考						

一九三一年度ニ於ケル會社別支給金額ハ不明ナルモ政府ニ於テ豫算ニ計上シタル金額ハ一九三二年度ニ於テ一九六、〇〇〇,〇〇〇法一九三二年度ニ於テ二一〇〇・〇〇〇,〇〇〇法ナリ

二、私ノ飛行ニ關スル保護獎勵

(一)自家用飛行機購買及維持獎勵金支給制度

政府ハ英米ニ於ケル私ノ飛行ノ發達ニ鑑ミ比較的の發展ノ遲々タル私ノ飛行ヲ保護スル爲一九三〇年四月省令ヲ以テ自家用飛行機購買及維持獎勵金支給方法ヲ定メ直接ニハ私ノ飛行界ノ發展ヲ促進シ又間接ニハ製作工業ノ發達ニ寄與スルコトトセリ

而シテ自家用飛行機購買及維持獎勵金ハ六箇年以内ノ標準型式飛行機ニシテ佛國人又ハ佛國ノ俱樂部ニ依リテ佛國製作業者ヨリ直接購入セラレタル飛行機ニ對シ之ヲ支給ス

(イ)購買獎勵金支給方法

被補助飛行機ハ一九三〇年一月一日以後ノ製作ニ係リ専ラ個人的ニ使用セラルモノタルコトヲ要シ獎勵金ハ基本

補助金、有效搭載量補助金及馬力補助金ヨリ成ル

基本補助金ハ飛行機型式ノ何タルヲ問ハス八千法ヲ支給ス

有效搭載量補助金ハ操縦者席以外ノ搭乗者席ヲ有スルモノニ支給セラルモノニシテ其ノ第一搭乗者席ニ對シテハ一萬法、第二搭乗者席ニハ一萬一千法、第三搭乗者席ニハ又一萬二千法ヲ支給ス

馬力補助金ハ裝備内國製發動機ノ馬力數ニ應シ支給セラルモノニシテ四〇馬力以下及一〇〇馬力以上ノ部分ニ對シテハ補助金ヲ支給セス而シテ四〇馬力以上六〇馬力迄ノ部分ニ對シテハ一馬力ニ付百法又六〇馬力以上一〇〇馬力迄ノ部分ニ對シテハ一馬力ニ付二百法ヲ支給ス以上ノ規定ニ依レハ操縦士ト共ニ四人乘百馬力以上ノ發動機ヲ裝置セル飛行機ハ購買獎勵金トシテ五萬一千法ヲ支給セラルル計算トナル

尙右ノ根本的三補助金ノ外ニ追加補助金アリテ飛行機ノ安全ニ關スル特殊ノ設備ヲ有スルモノニ對シ二座席機ニハ八千法、三座席機ニハ九千法ヲ限度トシ又金屬製飛行機ニハ六千法ヲ限度トシテ支給セラル

依テ新ニ飛行機ヲ購入シタル際政府ヨリ受クル主ナル飛行機ニ關スル購買獎勵金ヲ表示セハ左ノ如シ

飛 行 機	購 入 價 格	補 助 金	馬 力 补 助 金	安 全 設 备 金	補 助 金 合 計	
		基 本 补 助 金	搭 载 量	金		
ボ テ、三六、九ル コードロン、一二三三、九ル コードロン、一九三、九五 ファルマン、二〇〇、一二〇 ファルマン、一九〇、二五〇 馬力 カン	六〇,〇〇〇法 七〇,〇〇〇 大〇,〇〇〇 一〇五,〇〇〇 八〇〇 三〇七,〇〇〇	八,〇〇〇法 八,〇〇〇 八,〇〇〇 八,〇〇〇 九,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇法 一〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇 九,〇〇〇 九,〇〇〇 一〇,〇〇〇	九,〇〇〇 一〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇	一六〇法 一六〇 一六〇 一六〇 一六〇 一六〇	二六、六〇〇 二六、六〇〇 二六、六〇〇 二六、六〇〇 二六、六〇〇 二六、六〇〇

ファルマン、二三〇、	四〇馬力	四九五ノ	四九〇〇
モーラン	一〇〇馬力	一一〇馬力	一一〇〇
シュレック、三一〇、	一一〇馬力	一二〇馬力	一二〇〇
			一五〇〇
			九五〇〇
			六三〇〇
			五五〇〇
			八〇〇〇
			一〇〇〇〇
			四五〇〇
			六〇〇〇
			三五〇〇
			五〇〇〇
			八〇〇〇

(ロ) 維持獎勵金支給方法

此ノ獎勵金ノ被補助飛行機ハ一九二九年六月三十日以降ノ製作ニ係リ專ラ個人的ニ使用セラルモノナルコトヲ要ス

而シテ此ノ獎勵金ハ飛行機ノ飛行時間ニ應シテ百時間以上ノモノニ對シ左ノ如ク支給セラル

一〇〇時間ヨリ一五〇時間迄ハ 一時間ニ付 六十五法

一五〇時間ヨリ一〇〇時間迄ハ 一時間ニ付 八十五法

二〇〇時間ヨリ一五〇時間迄ハ 一時間ニ付 百三十五法

二五〇時間以上 一時間ニ付 百六十法

然レトモ當該飛行機ノ發動機外國製ナルトキハ此ノ獎勵金ノ三割ハ控除セラル
尙購買及維持獎勵金ハ當該飛行機ノ所有者俱樂部ナルトキハ一割ヲ又豫備役又ハ現役ノ操縱士ナルトキハ二割ヲ割増セラル

自家用飛行機購買及維持獎勵金トシテ政府ハ一九三一年度ニハ千二百萬法ヲ又一九三二年度ニハ九百萬法ヲ計上セリ
斯テ一九三二年一月十五日現在ニ於テ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル飛行機ハ本國ニ於テハ一八八機植民地ニ於テハ五一機ヲ算セリ

茲ニ其ノ内訳ヲ示セハ左ノ如シ

飛行機		個人所有ノモノ	俱樂部所有ノモノ
ボ	コ	モ	フ
ド	一	アル	モ
テ	ン	エク	シ
九	六	五	四
三	一	三	二
九	二	一	六
合計	二四三	九六	三三九
總計	一	二	一
三三九	三三九	三三九	三三九

(二) 自家用飛行機操縱士免狀受有者ニ對スル獎勵金ノ支給

政府ハ一九三一年六月二十九日附ノ航空省令ヲ以テ自家用飛行機操縱士免狀ノ受有者ニモ獎勵金ヲ支給スルコトニ決定シ機材及人員ノ兩方面ニ互リ多大ナル物質的援助ヲ爲シ以テ私ノ飛行ノ普及ト發達トノ爲遺憾ナカラシコトヲ期シタリ此ノ獎勵金額ハ一人當リ一千法ニシテ一九三一年四月一日以降ニ於テ自己ノ費用ヲ以テ新ニ自家用飛行機操縱士免狀ノ發給ヲ受ケタル者ニ之ヲ支給スルコトセリ

而シテ一九三二年一月十五日現在ニ於テ此ノ獎勵金ヲ支給セラレタル操縦士ハ實ニ一六九人ニ達セリ尙政府ハ一九三二年度豫算ニ於テ之カ經費トシテ四十萬法(二百人分)ヲ計上セリ

此ノ外政府ハ一九三二年度豫算ニ於テ自家用飛行機競技會ニ對スル補助金トシテ四十五萬法、自家用飛行機機關士養成ノ爲ノ航空團體ニ對スル補助金トシテ四十五萬法、自家用飛行機購入、管理、維持及其ノ格納庫建設ニ關シ飛行俱樂部ニ支給スル補助金トシテ二百萬法ヲ計上セリ

(三) 私ノ飛行委員會

本委員會ハ私ノ飛行ノ進歩發達ニ關スル諸事項ヲ審議スル爲一九三一年七月組織セラレタルモノニシテ夫々政府、航空聯合會、自家用飛行機所有者側ヨリ選出セラレタル委員ヨリ成リ其ノ主ナル任務ハ自家用飛行機購入及維持獎勵金ノ割當及會計検査、私ノ飛行發達促進ニ關スル方策、自家用飛行ニ使用セラル機材ノ選擇、航空大臣ノ提出ニ係ル問題ノ審議ニアリ

三、航空工業ニ關スル保護獎勵

(一) 學術研究ニ關スル保護獎勵

佛國政府ハ基礎的航空科學研究ノ爲一九三〇年度ニ於テ九百萬法一九三一年度及一九三二年度ニ於テ各一千萬法ヲ計上シ直轄研究所並各大學及其ノ他ノ研究所ニ於ケル學術研究費ニ充當セリ

(二) 航空技術員ノ養成

佛國政府ハ從來航空技術員養成ノ爲毎年高等航空工業學校 (Ecole Supérieure d'Aéronautique) ハ經營費トシテ補助金ヲ支給シタル外毎年數名ノ給費生ヲ入學セシメ相當額ノ學資ヲ支給シ居タルカ一九三〇年五月二十一日ノ省令ヲ以テ航空省ニ直屬スル官立高等航空學校 (Ecole Nationale Supérieure d'Aéronautique) ハ設立シ航空技術員ノ養成ニ

努ムルコトトナリタリ

(三) 製作工業ニ關スル保護獎勵

政府ハ一九三〇年ヨリ自家用飛行機ニ對シ購買及維持獎勵金ヲ支給シテ間接ニ製作業者ヲ保護シ尙毎年一般飛行機ニ關シテ「標準型式機器研究及製作費」ノ名目ノ下ニ莫大ナル經費ヲ計上シテ標準型式機器ヲ製作セシメ之ヲ購入シテ製作工業ノ世界的聲價ノ維持ニ努メ居レリ此ノ經費ハ一九三〇年度ニハ九千百萬法、一九三一年度ニハ一億二千六百萬法、一九三二年度ニハ八千六百萬法ニ達シタリ又他方ニ於テハ優秀ナル航空記錄又ハ飛行競技成績ヲ擧クルコトヲ得タル飛行機ノ製作業者ニハ獎勵金ヲ支給ス此ノ金額ハ一九三一年度及一九三二年度ニハ夫々五百萬法ニ上レリ而シテ標準型式機器ノ購入ニ關シテハ左ノ各委員會ヲ設置シ之ニ其ノ審查決定ヲ命ス

(イ) 航空科學研究最高諮詢會

本諮詢會ハ航空科學ニ關スル最高ノ諮詢機關ニシテ航空ノ發達ニ必要ナル科學的研究制度ニ關スル一切ノ問題ヲ審議ス而シテ本會ハ航空大臣ヲ會長、航空技術局長ヲ副會長トシ各課長、學士院會員、參議員、各大學教授、航空團體代表等ヲ委員トス

(ロ) 新型航空機器設計審查委員會

本委員會ハ新型航空機器ノ設計ヲ審査シ其ノ價值アルモノナリヤ否ヲ決定ス

(ハ) 標準型式適否審查委員會

本委員會ハ研究所ニ於テ標準型式機器ノ試驗ヲ行ヒ其ノ適否ヲ審査ス

(ニ) 標準型式承認委員會

本委員會ハ標準型式適否審查委員會ニ依リテ提出セラレタル標準型式機器ヲ能フ限り詳細ニ評價シテ以テ其ノ價格ヲ

決定シ價值アルモノト判定シタル時ハ其ノ製作ノ爲購買契約ヲ締結ス

(ホ) 中央航空購買委員會

本委員會ハ航空機材ニ關スル一切ノ購買契約ヲ審議決定シ購買契約ニ關スル規定ノ解釋又ハ變更ニ關シ決定權ヲ有ス

(ヘ) 同一型式製作検査委員會

本委員會ハ設計及契約書ノ規定ト其ノ製品ノ一致シ居ルヤ否ヲ検査スルヲ以テ其ノ任トナス

四、民間航空乗員養成ニ關スル保護獎勵

佛國政府ハ民間操縦士ノ養成ヲ一切民間ノ航空團體ノ手ニ委ネ政府ハ單ニ此等ノ航空團體ニ經費ノ一部ヲ支給シテ以テ民間操縦士ノ養成ヲ獎勵シ居レリ

而シテ右航空團體ノ尤ナルモノハ一九二一年ノ創設ニ係リ佛蘭西航空協會 (Société France-Aviation) ノ經營スル民間操縦士養成所之ナリ本養成所ハ佛蘭西ノ各地方ニ多數ノ練習所ヲ有シ政府ヨリ毎年莫大ナル經營補助金ヲ支給セラレ居レリ

右補助金支給額左ノ如シ

一九二四年度	三,〇〇〇,〇〇〇法
一九二五年度	四,〇七五,〇〇〇法
一九二六年度	五,三七五,〇〇〇法
一九二七年度	五,八〇〇,〇〇〇法
一九二八年度	五,五〇〇,〇〇〇法
一九二九年度	七,〇〇〇,〇〇〇法

五、其ノ他ノ事項ニ關スル保護獎勵

(イ) 外國及佛蘭西ニ於ケル航空展覽會參加ニ對スル補助

佛國政府ハ有力ナル航空展覽會ニ參加スル場合補助金ヲ支給シ一九三一年度及一九三二年度ニ於テ夫々百萬法ヲ計上セリ

(ロ) 長距離試驗飛行及國際的大飛行ノ實行ニ關スル補助

佛國政府ハ一九二七年度以降航空線路開設ノ爲ニスル國際的大飛行ニ要スル經費ヲ補助シ居レリ之力爲ニ計上セル金額ハ一九二七年及一九二八年ノ兩年度夫々五十萬法、一九二九年度九十萬法、一九三〇年度百二十萬法、一九三一年度及一九三二年度夫々百五十萬法ナリ

(ハ) 航空地圖作成ニ關スル補助

佛國政府ハ航空ノ便益ニ供セムカ爲航空地圖ノ作成ヲ陸地測量部及佛蘭西飛行俱樂部ニ委託シ毎年左ノ金額ノ補助金ヲ支給セリ而シテ陸地測量部ハ航空一般圖ヲ又佛蘭西飛行俱樂部ハ航空地方圖ヲ作成ス

一九二五年度	一一〇,〇〇〇法 航空一般圖	三〇,〇〇〇法
一九二六年度	一〇五,〇〇〇法 航空地方圖	九〇,〇〇〇法

一九二七年度	一一六,〇〇〇法	航空一般圖	一六,〇〇〇法
一九二八年度	一三六,〇〇〇法	航空一般圖	一〇〇,〇〇〇法
一九二九年度	一八〇,〇〇〇法	航空一般圖	八〇,〇〇〇法
一九三〇年度	一六〇,〇〇〇法	航空一般圖	一〇〇,〇〇〇法
一九三一年度	一〇〇,〇〇〇法(航空地方圖)	航空地方圖	六〇,〇〇〇法
一九三二年度	一〇〇,〇〇〇法(航空地方圖)	(豫算額)	一〇〇,〇〇〇法

(=) 佛蘭西飛行俱樂部及其ノ他ノ航空團體ニ對スル補助

佛國政府ハ一八九八年創設セラレ航空全般ニ亘ル進歩發達ヲ目的トスル佛蘭西飛行俱樂部 (Aéro Club de France) 及其ノ他ノ航空團體ニ對シ毎年相當額ノ補助金ヲ支給シ居レリ

六、佛國民間航空豫算

年	次	民間航空豫算總額	內補助獎勵金
一九一九年	年	三七〇,〇〇〇法 二八七四,七七法	一八〇,〇〇〇法 一〇三七三五法
一九二〇年	年	三七〇,〇〇〇法 二八七四,七七法	一八〇,〇〇〇法 一〇三七三五法

一九一九年	九九九九九九九九九	一一一
一九二〇年	三三三二二二二二二二	
一九二一年	二一〇九八七六五四三二一	
一九二二年	年	
一九二三年	年	
一九二四年	年	
一九二五年	年	
一九二六年	年	
一九二七年	年	
一九二八年	年	
一九二九年	年	
一九三〇年	年	
一九三一年	年	
一九三二年	年	

第三獨

逸

一、航空全般ノ組織及航空ニ對スル諸方策

(一) 航空行政機關ノ組織

航空ニ關スル最高ノ行政官廳ハ交通省(航空局)ニシテ關係事務ノ一部ハ各州ノ權限ニ屬スルカ故ニ航空ニ關スル全般ノ統制ハ右ノ限度ニ於テ之ヲ缺クト雖モ航空關係法規ノ制定ハ一九三〇年七月十九日附航空法施行規則ノ公布ヲ機トシ専ラ中央政府ノ管掌スル所トナレリ

交通大臣所屬ノ諮詢機關ハ航空諮詢會及獨逸航空機委員會ノ二機關ニシテ左ニ之カ組織及權限ヲ略述セム

航空諮詢會(Beirat für Luftfahrtwesen)ハ一九二四年二月五日附閣令ヲ以テ設置セラレタルモノニシテ其ノ名譽會員ハ交通大臣ノ選任スル所ナリ而シテ其ノ主タル目的ハ重要ニシテ且根本的ナル航空關係事項ニ對スル意見具申ニシテ左ノ四委員會ヨリ構成セラル

(イ) 安全委員會

本委員會ハ專ラ航空事故ノ技術的原因ノ調査ヲ爲シ且航空安全性ニ就キ提案ヲ爲スヘキモノトス

(ロ) 交通委員會

本委員會ハ航空路網ノ設定ニ關シ諮詢ニ應フルモノトス

(ハ) 航空地圖委員會

本委員會ハ航空地圖ノ作成ニ援助ヲ與フルモノトス

(ニ) 航空機乗員委員會

本委員會ハ航空機乗員(操縦士、機關士、航空士)ノ利益ヲ其ノ一身上ノ關係ニ於テ確認スルニ當リ諮詢ニ應フルモノトス

獨逸航空機委員會(Der Deutsche Luftfahrtzeug-Ausschuss)ハ一九三〇年七月十九日附航空法施行規則第二條ニ基キ設置セラレタルモノニシテ航空機建造検査規則ヲ起草シ實際ノ必要ト科學ノ進歩ニ順應シテ之ヲ改正更スルヲ以テ目的トス委員會ハ委員長一名、普通會員十九名ヨリ成リ五箇ノ分科會ニ分ル

(イ) 飛行機分科會

(ロ) 發動機分科會

(ハ) 無發動機航空機分科會

(ニ) 航空船分科會

(ロ) 組織問題分科會

更ニ交通省ノ下級官廳トシテ一九二三年七月二十三日附大統領令ニ基キ設置セラレタル航空保安中央局(Zentralstelle für Flugsicherung)アリ全獨逸ニ及フ航空保安事務ノ統一的管理ニ任ス

(二) 航空關係法規

一九二二年八月一日附航空法ノ施行規則ハ一九三〇年七月十九日公布、同年十月一日ヨリ施行セラレタルヲ以テ航空法規ハ一先ツ整備ノ域ニ達シタリ

抑々獨逸政府カ航空法規制定ニ手ヲ染メシハ已ニ一九一三年ノコトニシテ議會ノ協賛ヲ經ルニ至ラスシテ大戰ノ勃發ニ遭遇シタレハ制定ノ業ハ茲ニ一頓挫ヲ來セリ 然ルニ平和ニ依ル國內秩序ノ回復ト國內航空ノ發達トハ頓ニ航空法制定ノ急ナルヲ知ラシメ一九二〇年起草提出セラレタル航空法案ハ一九二二年ノ議會ニ於テ可決、一九二三年十月一日ヨリ施行セラルルコトトナレリ航空法規制定ノ翌年參議院及議會ニ提出セラレタル右航空法ノ施行規則ハ同年會期中ニ議決ノ運ニ至ラスシテ已ミ爾來改正ニ改正ヲ加へ漸ク一九三〇年七月十九日ヲ以テ公布ヲ見ルニ至レリ

右二法規ノ制定ニ依リ同國ノ航空事務ハ營業警察ヨリ見ルモ將又交通上ヨリスルモ等シク中央政府ノ所管トナリタレ

トモ同國ノ航空ハ依然「ヴェルサイユ」條約及一九二六年五月二十二日ノ巴里航空協定ニ基キ制定ヲ餘儀ナクセシメラレタル諸法規ノ拘束ヨリ離脱スルニ至ラサレハ今ヤ之等諸法規ノ廢棄ハ同國ノ目指ス最モ重要ナル目標ノ一トナレリ自由ナル航空ノ發達ヲ妨クル諸法規トハ次掲ノモノナリ

(イ) 「ヴェルサイユ」條約第一七七條、第七八條及第一九八條ノ實施ニ關スル法律……一九二六年七月八日附

(ロ) 航空機建造規則………一九二六年七月十三日附

(ハ) 無操縱士及近代式戰闘機ノ技術的特徵ヲ具フル飛行機ニ關スル規則………一九二六年七月十三日附

(ニ) 航空機乗員ノ養成制限ニ關スル規則………一九二六年七月十三日附

(ホ) 航空者名簿ノ保管ニ關スル規則………一九二六年七月十三日附

對外航空關係ハ相手國トノ特別航空協定ニ因リ規律セラルルモノニシテ一九三〇年末ニ於ケル締約國ハ十四ヶ國ニ及ヘリ之等箇々ノ協定ハ一九一九年十月十三日ノ巴里航空條約ト同一ノ事項ヲ律スルモノナリ尙獨逸ハ未タ右條約ニ加盟スルノ運ニ至ラサレトモ空域ニ於ケル平等ナル權利ヲ行使シ得ルノ曉ニ於テ之ニ參加スヘキハ蓋シ白明ノコトニ屬

ス

(三) 民間航空ニ對スル諸方策

「ヴェルサイユ」條約第一九八條ニ因リ同國ハ空軍ノ保有ヲ禁止セラレ更ニ一九二六年五月二十二日ノ巴里航空協定ニ基キテ競技飛行ニ對スル財政的援助ハ禁セラルルヲ以テ同國航空ノ活舞臺ハ獨リ輸送事業ニ在ルノミ從テ交通省ハ全航空分野ニ於ケル礎石タル航空輸送ノ保護獎勵ヲ以テ最大ナル責務ト爲シ之カ健全ナル發展ヲ目指シテ專ラ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニノミ補助金ヲ支給スルノ方策ヲ樹立スルト同時ニ關係諸國トノ提携ノ下ニ歐洲航空線路ノ完成ヲ計リ更ニ進ムテ大陸大洋横斷航空線路ノ設定ヲモ企圖シタリ然レトモ資金ノ缺乏ハ屢々同社計畫ノ進捗ヲ阻害シタルカ今ヤ數多ノ重要ナル航空線路ハ設定セラレ就中一九三一年四月一日ヲ以テ開航セラレタル伯林、「スタンブル」、

「アンゴラ」、「バクダッド」間ノ試験飛行、「ソ」聯邦航空線路トノ連絡完成、獨支航空契約ニ基ク支那内地ニ於ケル航空輸送ノ確立、歐米兩大陸間ニ行フ「カタパルト」飛行及南米線(「バトルスト」「ベルナムブコ」)ノ設定等ハ同社活躍ノ狀ヲ如實ニ物語ルモノナリ

獨逸「ルフト、ハンザ」會社及獨逸航空會社間ニ於ケル輸送範圍協定ノ成立ハ一九三〇年ニ於テ實ニ坦々タル航空發達ノ道程ヲ辿ラシメ其ノ結果トシテ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ國際輸送ニ於テ一層確實ナル地歩ヲ占メ獨逸航空會社ハ國內航空ノ自由ナル經營ヲ爲シ得ルニ至レリ尙一九三一年ニ於ケル航空輸送發達ノ跡ヲ觀ルニ補助金ノ削減ニモ拘ラス何レモ有効適切ナル航空計畫ノ實行ニ依リ輸送成績ニ於テ其ノ進歩ノ狀ヲ認メシムルモノアリ

航空工業方面ヲ通觀スルニ豫算ノ削減ニ遇ヒ一九二九年以來一大危機ニ瀕シタル窮状モ追加豫算ノ可決、一九三〇—三一年度ニ於ケル工業信用ノ設定等ニ因リテ難局面ヲ打開シ一九三一年ノ製作機數ハ二五〇機ニ及ヒ其ノ輸出セラレタルモノハ八三機ニ達シタリ

要之同國政府ノ採り來レル方策ハ概ネ功ヲ奏シ凡ユル束縛ヨリ脱セムトスル意圖ハ之ヲ隨所ニ窺フニ難カラス即チ交通、外務兩省カ些少ノ障害ハ之ヲ甘受シツツ尙ホ徐ニ大勢ノ赴クトコロヲ靜觀シ居ルハ蓋シ其ノ意那邊ニアルヤヲ知ルニ足ルヘシ

一、定期航空ニ關スル保護獎勵

(一) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社補助命令書

第一條 航空線路網

中央政府補助金ハ原則トシテ唯定期航空ニ對シテノミ之ヲ支給ス補助スヘキ航空線路ハ飛行年度ノ各經營期間毎ニ交通大臣之ヲ決定ス

第二條 郵便物輸送

獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ中央政府ノ補助ヲ受クル飛行ニ於テ一〇〇廷以内ノ郵便物ヲ遞送スヘキ義務ヲ負フ

第三條 補助金額

(一) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ中央政府ノ完全ナル補助ヲ受クル航空線路ニ於テ定期的ニ飛行シタル糸ニ應シ飛行機ノ各型ニ就テ別ニ定ムル額ヲ受クルモノトス

(ロ) 航空線路ノ長サハ離着陸地ノ中央二地點間ノ空中距離ヲ以テ計算ス但シ他ノ飛行方面カ豫期セラレ又ハ政治的、地理的理由ニ依リテ制約セラル場合ハ此限ニ在ラス

交通大臣ハ中央政府ノ補助ヲ與フル各航空線路ニ就テ右距離ヲ確定シ之ヲ會社ニ通告スルモノトス
航空線路ノ距離カ一般的原則ニ異リテ一二地點間ノ直線距離—計算セラルヘキトキニハ直ニ交通大臣宛航空線路及通過スヘキ主タル都邑ヲ記入シタル三十萬分ノ一縮尺ノ地圖ヲ提出スルコトヲ要ス

(ハ) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社カ定期航空ニ於テ獨逸定期航空飛行場若クハ着陸場ニ就テ契約ノ定ムル所ニ從ヒ飛行場經營者ニ對シ離着陸手數料ヲ支拂ハサルヘカラサルトキハ其ノ限度ニ於テ別ニ定ムル標準ニ從ヒ交通大臣之ヲ補償ス

飛行場經營者トノ契約締結ニハ豫メ交通大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

(二) 中央政府ノ完全ナル補助ヲ受タル航空線路ニシテ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニ對シ國內又ハ國外ノ他ノ方面ヨリ補助金ノ流入アルトキハ中央政府補助金中ヨリ其ノ相當額ヲ削減ス流用性アル補助金ハ特別ノ條件ノ下ニ航空擴張補助金トシテ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニ支給スルコトヲ得獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ各飛行期間經過後(一九三〇年十二月十五日及一九三一年五月十五日迄)他方面ヨリ受ケタル補助ノ種類及金額ヲ交通大臣ニ報告シ場合ニ依リテハ補助金ヲ受ケサル旨ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

- (三) 第一項(イ)及(ハ)ニ基ク中央政府補助金ハ時間表ニ從ヒ豫定日ニ於テ完全ニ(即チ出發飛行場ヨリ到着飛行場迄)又ハ一部分(即チ航空路中ノ任意ノ數飛行場間)完了セラレタル飛行ニ對シテ全額又ハ一部ヲ支給セラル定期的ニ着陸スヘキ飛行場ヲ飛過シタルトキニハ其ノ理由ヲ航空日誌ニ記入セサルヘカラス
- (四) 飛行經營ノ維持ノ爲ニ必要ニシテ豫メ準備セラレタル航空ノ補償ニ對シテハ飛行ノ月次計算ニ於テ第三項所定全額ノ他一・五%ノ割増ヲ與フ但シ右割増ニ依リ一飛行年度ニ對シテ豫定セラレタル全額ヲ超過スルコトヲ得ス
- (五) 若シ獨逸「ルフト、ハンザ」會社カ交通ノ要求ニ應シ第一ノ飛行機ヲ中央政府ノ完全ナル補助ヲ受クル航空線路又ハ其ノ區間ニ於テ就航セシメサルヘカラサリシトキニ於テハ之等ノ飛行ニ對シテモ亦別ニ定ムル額ノ補助金ヲ支給スヘシ但シ之カ別途ノ支出金ナキ限右金額ハ當該飛行年度分ノ金額ヲ超過スルコトヲ得ス之等ノ飛行ニ於テハ時間表ニ豫定セラレ居ルモ交通上不必要ナル中間着陸ヲ除外スルコトヲ得
- (六) 中央政府補助金ノ決算ハ毎月別ニ雛形(一)ノ形式ニ從ヒテ之ヲ行フコトヲ要ス雛形(二)ノ形式ニ從ヘル證明資料ヲ以テ右計算ノ基礎ト爲ス右證明資料ニハ公ノ記入アル航空日誌ノ紙葉ヲ證據トシテ添付スルモノトス雛形(一)及(二)記載ノ注意事項ハ良ク之ニ留意セサルヘカラス唯飛行經營カ一月中僅ノ回數ノミ遂行セラレタルトキハ翌月又ハ前月ト同時ニ各月ノ補助金決算ヲ爲スコトヲ得
- (七) 中央政府補助金ハ月次決算ノ検査後之ヲ支給ス但シ検査完了前ニ於テモ既ニ飛行セル距離ノ範圍内ニ於ケル補助金ノ内金拂ノ請求ヲ爲スコトヲ得
- 各飛行期間前ニ於テ經營開始準備ノ爲獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ多額ノ費用ヲ必要トスヘシ交通大臣ハ航空線路計畫認可後右經費補填ノ爲請求ニ基キ相當額ノ前拂ヲ爲スヘキコトヲ留保ス
- (八) (イ) 每日一枚ノ無料航空券ハ任意ノ使用ニ供セラル爲交通省ニ提供セラルヘキモノトス本規定ニ基キテ申込ミタル航空旅客ハ獨逸「ルフト、ハンザ」會社經營ノ全航空線路ニ於テ其ノ有償旅客ト同等ノ待遇ヲ受ケ無償ニテ輸
- 送セラル六月十六日乃至八月二十三日ノ期間内ニ於ケル右航空券ハ有償旅客ヲ收容シテ尙空席アル場合及其ノ限ニ於テノミ有效ナリ郵便物遞送ニ關シ外國航空會社トノ協同經營ニ依ル航空線路上ノ輸送ハ例外的ニ唯獨逸航空機ニ依リ且協同經營會社ノ同意ヲ得タル場合ニノミ行ハルヘシ之等ノ航空旅客ハ交通省ヨリ有效ナル航空券ヲ供與セラル郵便物輸送航空線路ニ於ケル無償飛行ニ就テハ交通大臣ハ少クトモ飛行豫定日ノ十日前ニ之ヲ通告シ其ノ他ノ飛行ニ就テハ七十二時間ノ時間ヲ嚴守スヘシ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ右通告ノ故ヲ以テ既ニ豫約セラレタル座席ヲ開放スルノ義務ナキモノトス
- (ロ) 獨逸海外駐在官吏ハ當該官憲ノ證明アル場合獨逸及外國內ノ公ノ旅行ニ際シ四%ノ料金割引ヲ許與セラル外國航空會社トノ協同經營航空線路ニ於テハ當該外國カ其ノ官憲ニ與フルト同一ノ割引ヲ受ケ全額支拂ヲ爲ス旅客ト同等ノ待遇ヲ受クルモノトス
- (ハ) (イ) 記載ノ航空旅客ハ出發ニ先チ料金表所定額ノ一〇%ノ手數料ヲ出發飛行場ニ於テ支拂フコトヲ要ス右手數料ニハ保險ヲモ包含ス若シ航空旅客カ右手數料ノ支拂ヲ拒絕シタルトキニハ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ右旅客客ヲ輸送ヨリ除外スルコトヲ得

第四條 從業員及使用機材

- (一) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社ノ主ナル使用人及會社ノ配置スル獨逸飛行場ニ於ケル從業員並飛行機乘員ハ獨逸國籍ヲ有スルモノタルコトヲ要シ之カ例外ニ就テハ交通大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
- (二) 經營ニ使用セラル凡テノ機材ハ原則トシテ獨逸工場ニ於テ獨逸ノ材料ヲ以テ製作セラレタルモノナラサルヘカラス外國製機材ハ隨時交通大臣ノ許可ヲ受ケテノミ之ヲ使用スルコトヲ得交通大臣ハ右許可ノ附與ニ際シ特別ノ條件就中其ノ許可ヲ獨逸航空研究所ニ對シ同所ニ於テ決定シ得ル範圍内ノ完全ナル製作證書ヲ堪航性ノ試驗及之カ保管ノ爲ニ提出スヘキコトニ懸ラシムヘキコトヲ留保ス

(三) 飛行機乗員ノ後繼者ヲシテ航空線路業務ニ慣レシメムカ爲獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ獨逸交通飛行學校ニ對シ五〇〇、〇〇〇飛行糸内ニテ第二操縱席ヲ無償ニテ提供スヘキモノトス

(四) 自己ノ經營ニ於テ飛行機ノ製作ヲ爲スコトヲ許サス

如何ナル試験タリトモ書面ヲ以テ申請シ交通大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルモノトス右許可ヘ提案セラレタル試験ノ實施ニ就テ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニ大ナル利益存スルトキ及試験カ獨逸航空研究所及實地試験ヲ委託セラレタル其ノ他ノ機關ト一致シテ行ハルトキニ於テノミ之ヲ附與ス
獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ其ノ經營ニ於テ使用セラレタル機材ニ依リ蒐集セラレタル技術的經驗ノ全部ヲ獨逸ノ當該機製作業者及獨逸航空研究所ニ提供スルノ義務アルモノトス

獨逸航空研究所ハ更ニ取締役ノ同意ヲ經テ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニ於ケル機材ノ維持ニ關スル技術的懸案ニ關與シ其ノ必要ト認ムル範圍内ニ於テ之ニ相應スル根據ニ關シ調査ヲ爲スコトヲ得交通大臣ハ右ト同一ノ權利ヲ實地検査ヲ委託セラレタル其ノ他ノ機關ニ移轉スルコトヲ得右義務ニ關聯シ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ何等特別ノ経費ヲ支出スルコトナシ

第五條 會社ノ監督

(一) 獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ交通大臣ノ代理人及其ノ特ニ任命セル鑑定人ヲシテ凡テノ帳簿及書類ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ要ス

(二) 交通大臣ハ會社ノ經費ヲ以テ帳簿—經營檢查ヲ爲サシムルコトヲ留保ス交通大臣ハ右變更ヲ少クトモ效力發生ノ二週間前ニ之ヲ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニ通告スヘシ

第六條 結尾規定

(一) 前掲ノ諸規定及獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニ特ニ課セラレタル義務ニ違反シタルトキニハ交通大臣ハ中央政府補

助金ノ支給ヲ取消シ又ハ減額スルコトアルヘシ

(二) 交通大臣ハ必要ニ應シ本補助命令書ヲ補充又ハ更改スルノ權ヲ留保ス交通大臣ハ右變更ヲ少クトモ效力發生ノ二週間前ニ之ヲ獨逸「ルフト、ハンザ」會社ニ通告スヘシ

伯 林 一九三〇年七月十九日

交 通 大 臣 「フオン・グエラアルド」

(二) 輸送事業ノ概況

一九三一年ニ於ケル獨逸「ルフト、ハンザ」會社ノ經營航空路ハ補助金ノ削減ニ基キ幾多ノ國際航空線路ニ於テハ諸外國航空會社トノ協同經營ヲ多カラシメ從テ其ノ飛行距離ハ一九三〇年ノ九、一三〇、〇〇八糸ニ對シ一九三一年ニハ八、七三六、四七〇糸ニ減少シタリ然レトモ輸送方法ノ改善ハ經營方針ノ良好ナルコトト相俟テ旅客、貨物何レニ於テモ其ノ輸送量ヲ增加セシメ只郵便物ニ於テノミ若干ノ輸送減少ヲ來サシメタリ蓋シ之カ減少ハ新聞聯合ノ輸送制限ニ基因スルモノナリ

斯テ歐洲ノ重要都市及經濟上ノ要衝ハ凡テ空路ニ依リ連絡セラレ航空本來ノ使命ヲ充足スルニ至レリ
獨逸「ルフト、ハンザ」會社ハ公ノ補助金ヲ受クル限り經濟上同國ニ採リ有利ナル航空線路ノミヲ經營セサルヘカラサルカ故ニ將來ノ目標ハ過去ノ準備時代ニ於テ有望視セラレタル航空線路ノ完成換言スレハ航空回數ノ増加、輸送成績ノ質的向上即チ速力ノ增加、實施率ノ增大等是ナリ 一九三〇年ニハ九〇・〇「パーセント」ナリシ飛行實施率カ一九三一年ニハ九三・〇「パーセント」ニ増大シタルハ會社ノ努力ノ具現ニシテ今ヤ速力比較的大ナル飛行機ヲ以テ所謂急行航空ノ設定ヲ爲スニ至リシハ質的向上ノ一端ナリト思料スルコトヲ得ヘシ
更ニ國際的ナル獨逸ノ大航空線路ヲ見ルニ 伯林、「スタンブル」間ノ航空路ヲ設定シタル他一九三一年五月ヨリ歐亞航空公司ト共ニ上海、滿洲里間ニ航空線路ヲ開始スルニ至リシハ將來ノ歐亞兩大陸ヲ連スル大航空路設定ノ第一著

手ナリト見ラルヘク目下之ヲ休止スルモノ別ニ上海ヨリ廻化經由「セミバラチンスク」ニ連絡スヘク之カ設定準備中ニシテ既ニ上海、蘭州間ニ於テハ定期航空開始セラレタリ

三、航空工業ニ關スル保護獎勵

(一) 獨逸航空工業組合

航空工業ノ發達ヲ促進セムカ爲ノ機關トシテ獨逸航空工業組合(Reichsverband der Deutschen Luftfahrt-Industrie)アリ他ノ經濟的團體及官廳ニ對スル協同的利益ノ代表機關ニシテ製作會社左ノ二十六社中之ニ屬スルモノハ其ノ數十五社ニ及フ

- (イ) 飛行機製作會社.....一四
- (ロ) 滑空機製作會社.....三
- (ハ) 自由氣球・航空船製作會社.....三
- (二) 發動機製作會社.....六

從來本組合カ特殊ノ注意ヲ傾注シタルハ航空輸送獎勵ノ問題ニシテ之カ爲交通省ニ對シ一般獎勵方策ヲ建議シ更ニ航空機輸出ニ關スル具體的方策トシテ支那及「ブラジル」方面ニ對スル輸出商組合ノ成立ヲ助成シタリ航空機輸入稅改正ノ運動モ依然繼續セラレ其ノ對策タル經濟審查會ノ決議案ハ既ニ議會ノ商業政策委員會ニ廻付セラレタリ「アルミニユウム」輸入稅ノ問題ハ世界市場ニ於ケル同價格ノ下落ニ因リ自然解決ノ形トナリ引渡賠償條件ノ協定ニ關スル基礎案ハ遂ニ作成セラレタリ

尙本組合ハ各種展覽會參加ノ爲常ニ準備セリ就中一九三〇年春巴里ニ開催セラレタル航空展覽會ニハ共同出品テナル形式ヲ以テシタルカ政府ハ之カ爲相當ノ補助金ヲ支給セリ

四、民間航空乘員養成ニ關スル保護獎勵

(一) 養成機關ノ監督

航空機操縱士ノ實際的養成及飛行學校ノ經營ニ關スル公ノ監督機關ハ交通省(航空局)ニシテ之カ民間的統制機關ハ未タ設置ノ運ニ至ラス

(二) 乗員養成機關

航空機操縱士養成機關ニハ政府ヨリ補助金ノ支給ヲ受ケ專ラ職業的操縱士ノ養成ニ携リ以テ航空輸送會社乗員ノ補充ニ任スル獨逸交通飛行學校及全然公ノ補助金ナク競技飛行家ノ養成並操縱士ノ補習教育ニ當ル私立飛行學校ノ一種アリ後者ノ中獨逸航空協會ニ依リ設立セラレ專ラ私的資金ヲ以テ維持セラル獨逸飛行學校(Deutsche Luftfahrt G. m. b. H.)ハ一九二六年十二月十八日創立セラレ其ノ資本金ハ一〇〇〇〇馬克ニシテ柏林「シュターケン」、「ペエーブリンゲン」及「ウェルツブルク」ノ三箇所ニハ規模大ナル養成機關ヲ有ス

右三養成機關ノ間ニハ夫々教育範圍ノ協定ヲ爲サシメ初等教育ハ主トシテ柏林「シュターケン」及「ペエーブリンゲン」へ再教育ハ之ヲ「ウェルツブルク」養成所へ委託スルニ至リシハ一九三〇年七月ナリキ

(イ) 伯林「シュターケン」養成所

- A 一級及A二級假免狀ヲ受クル爲ノ初步教育
- 曲技飛行教育(一定ノ制限ノ下ニ)
- A 一級、A二級及曲技飛行機ニ依ル練習飛行ノ指導
- (ロ) 「ペエーブリンゲン」養成所

A一級及A二級假免狀ヲ受クル爲ノ初步教育

A一級及A二級操縱士免狀ヲ受クル爲ノ初教育

A一級、A二級及曲技飛行機ニ依ル練習飛行ノ指導

(八)「ウニルツブルク」養成所

A二級假免狀ヲ受クル爲ノ初步教育

A二級操縱士免狀ヲ受クル爲ノ初步致育

K一級及K二級曲技飛行教育

競技飛行ノ再教育

主トシテA二級及曲技飛行機ニ依ル練習飛行ノ指導

斯テ設立以來五箇年間ニ其ノ所屬全養成所ニ於テ擧ケ得タル養成成績ハ左ノ統計表ニ明瞭ナリ

年 次 種 別	養 成 生 徒 數	飛 行 時 間 數	飛 行 距 離	飛 行 回 數
一九二七年	一一八名	三七七三	七六,九一〇 千	二二,四三六
一九二八年	一八三	四四六六	七七,八九〇	二八,九八五
一九二九年	一七六	五六二九	一三一,〇一三	三四,三〇六
一九三〇年	一六一	五〇九〇	一二三,五五一	三五,四八三
一九三一年	二〇九	六一八八	一五一,八六五	四五,八三三

翻ツテ前掲獨逸交通飛行學校ノ沿革ヲ見ルニ同校ハ一九二五年五月設立セラレ政府ノ參加額五〇,〇〇〇馬克・獨逸

「ルフト、ハンザ」會社ノ二一〇,〇〇〇馬克合計七〇,〇〇〇馬克ノ資本金ヲ有シ「ブラウンシュワイヒ」、「シュライスハイム」(「ミュンヘン」)及「ワルネミョンデ」ニ養成機關ヲ置ク

又航空船操縱士ノ養成機關トシテハ一九二九年設立セラレタル獨逸航空船會社アリP、N二十八型航空船ヲ以テ「シュターケン」ニ於テ乗員ノ養成ニ當リ一九三〇年ニハ既ニ四名ノ操縱士免狀受有者ヲ出シタリ
無發動機飛行機操縱士養成機關トシテ著名ナルハ三十九箇所ニ練習所ヲ有スル獨逸航空協會及「ワッサークッペ」、「ロジッテン」ノ二校ヲ有スル「ロchner、ロジッテン」會社ナリ

右養成機關一九三一年ノ事業成績ヲ表示セハ左ノ如シ

校 名 種 別	生 徒 數	實 施 試 驗	免 狀
A	一一五	C	免 狀
B	一二五		
C	一一五		
三五五	一一五		
四五六	一二五		
「ロ ー エ ー ン 」	三五五		
「ロ ー ジ ー ン 」	四五六		
「グ ー ル ー ナ ー ウ 」	四五六		

五、航空科學研究團體

航空科學研究部門ニ於テ其ノ統制監理ニ任スル獨逸航空科學研究評議會 (Deutscher Forschungsrat für Luftfahrt.) ニシテ各種航空研究團體ノ主席ヲ以テ之ヲ組織シ研究範圍ノ協定及關係官廳ヨリノ請求ニ基キ専門的意見ヲ具申スルヲ以テ目的トス

(一)「ゲッティンゲン」流體力學研究所

本研究所ハ在柏林「カイゼル、ウキルヘルム」氣流研究所ノ一部ニシテ政府補助金及其ノ固有ノ收入ヲ以テ一切ヲ維持ス而シテ主タル研究ハ模型航空機ニ對スル人工氣流ノ作用ニ關スルモノ及氣體力學ノ二部門ナリ

(二) 伯林「アードレルスホーフ」所在獨逸航空研究所

本研究所ハ公ノ補助金ヲ受クル航空關係團體ヲ以テ組織ス 航空技術、科學ノ研究、實驗ヲ主トスル航空ノ助長及航空法所定ノ航空機検査並其ノ監督ヲ以テ主タル目的トシ氣體力學、靜力學、發動機、機材、寫真航法、電氣工學、航空及試驗ノ八部ヨリ成ル

(三) 「ローラン、ロジッテン」會社

本會社ノ主タル使命ハ滑空飛行ノ助長ニアレトモ「ワッサークッペ」研究所ヲシテ航空科學ノ研究ヲ爲サシム

(四) 伯林航空科學協會
公ノ補助金ヲ受クル航空關係團體ノ組合ニシテ航空ニ關スル講演會、研究會ノ開催、專門書ノ刊行及他ノ團體トノ協同研究ヲ以テ任務トス

六、航空保安設備

(一) 地上設備

航空ノ用ニ供セラルル飛行場及着陸場ノ設置ハ中央政府ノ管掌スル所ニ非ラシテ專ラ私企業ヲ以テ又ハ自治團體ノ經營スルトコロナリ從テ半官半民ノ形式ニ依リ設置セラレ各都市ノ關與スルモノ多シ

獨逸飛行場ノ約三分ノ二ハ一九二六年九月漢堡ニ設立セラレタル「獨逸飛行場組合」ニ所屬ス飛行場ハ航空一般ノ用ニ供セラルル「公共用飛行場」特殊ノ目的ニ使用セラルル「私ノ飛行場」及不時着陸場ニ分タレ公共用飛行場ハ更ニ設備ノ大小ニ應シテ第一級及第二級ニ區別セラル

第一級飛行場	三一	陸上	一一八
	水	上	六
第二級飛行場	六七	陸上	六二
	水	上	五
第一級不時着陸場			一一三
第二級不時着陸場			一一〇

(二) 遠距離通信業務

一九二七年七月二十三日附閣令ニ基キ遠距離通信業務ハ航空保安中央局ノ司ル所ニシテ交通省ノ下級官廳トシテ左ノ事項ノ統制ニ當ル

- (イ) 國內、國外飛行場相互間ヲ連絡スヘキ「航空路遠距離通信」
- (ロ) 飛行場及飛行機間並飛行機相互間ノ通信ヲ計リ方向ヲ探知セシムル「飛行機遠距離通信」
- (ハ) 氣象通報ノ受領及傳達ニ任スル「航空氣象遠距離通信」
- (ニ) 無電技術員ノ養成

(三) 航空氣象通信業務

航空氣象通信業務、觀測材料ノ蒐集及之等ノ科學的研究ハ政府ノ監督ノ下ニ陸上ハ「リンデンベルグ」所在普魯西航空氣象觀測所ノ一部タル伯林航空氣象通信業務管理局之ニ當リ海上氣象ハ在漢堡獨逸海洋氣象局ノ一部タル海洋航空氣象觀測所ノ司ル所ナリ

第四 北米合衆國

一、定期航空ニ關スル保護獎勵

(イ)一九二六年五月「ビンガム、バークー」案米國上下兩院ヲ通過シ「一九二六年商業航空法」トシテ施行セラルルニ至リ米國ノ民間航空政策ノ基礎ハ茲ニ始メテ確立セラレタルカノ感アリ即チ同法ニ依リ米國民間航空事業ハ商務省ノ主管事項トナリ商務大臣カ民間航空ノ保護、助長、取締等ニ付廣汎ナル權限ヲ有シテ事ニ當ルコトトナリ從來其ノ取締ハ素ヨリ其ノ助長保護等ニ關シ統一スル所ナカリシ米國民間航空事業ハ茲ニ始メテ政府ノ直接ノ支配下ニ置カレ同時ニ其ノ發達ノ基礎確保セラルルニ至リタルモノト謂フコトヲ得ヘシ

(ロ)一般ニ民間航空事業ノ保護獎勵等ニ關シ米國從來ノ航空政策ハ歐洲諸國政府ノ夫ニ比シ著シク自由主義的傾向ヲ有シタリキ

例之政府カ直接民間航空事業者ノ爲補助金ヲ下附シ或ハ其ノ定期航空ニ付補助金ヲ交付スルカ如キ事例ハ米國民間航空界ニ於テ之ヲ發見スルコトヲ得ス

蓋シ建國以來ノ傳統的精神タル自主自由ノ思想ハ其ノ豊富ナル富力、特殊ノ政治的及經濟的組織、地理的諸條件等ト相俟テ直接ノ補助ヲ好マス却テ間接ノ補助即チ飛行場ノ設置、航空標識ノ建設、氣象通報及通信連絡ノ完備等ニ付政府ノ助力ヲ仰クヲ悅フノ風ヲ馴致シタルモノナルヘシ

從テ一九二六年商業航空法モ右ニ記述シタル間接的補助ヲ以テ民間航空事業保護策ノ根本方針トシ其ノ主義ノ下ニ諸種ノ保護的規定ヲ設ケ居レリ

然ルニ民間航空ノ發達ハ定期航空線路網ノ充實ニ極ルモノト謂フコトヲ得ヘク而シテ民間航空ノ保護獎勵ハ定期航空ニ重點ヲ置クヘキコト明白ナルカ故ニ一九六二年商業航空法モ亦此ノ點ニ着眼シテ諸種ノ保護規定ヲ設ケタリ

一九二六年商業航空法ニ依レハ左ノ規定有リテ一般民間航空ト共ニ定期航空ニ間接ノ保護ヲ加ヘ居レリ

- (一) 商務大臣ハ商業航空發達ノ可能性ニ關スル研究、氣象事務ニ關スル必要ナル勸告、事故原因ノ調査、記錄及公表、外國政府トノ航空情報ノ交換並航空港建設獎勵ニ依リ民間航空ヲ獎勵スルノ一般的權限ヲ賦與セラル
- (二) 議會ノ承認ヲ經タル豫算ノ範圍内ニ於テ燈火及信號設備ノ建設、運用及維持、航空路地圖ノ刊行並中央政府ノ管理スル航空港其ノ他ノ航空設備ハ當該設備管轄官廳長官ノ命令ニ基キ之ヲ一般ニ公開ス
- (三) 商務大臣ハ如何ナル航空線路ト雖之カ獨占的使用權ヲ許與スルコトヲ得ス
- (四) 外國人所有ノ航空機ハ國內商業航空ヲ爲スコトヲ得ス
- (五) 氣象局ハ議會ノ承認ヲ經タル豫算ノ範圍内ニ於テ航空線路ノ航空ノ爲必要ナル氣象報告ヲ爲スコトヲ要ス定期航空ノ保護獎勵ニ關シ特ニ注意スヘキハ一九二五年一月二日ノ「ケリー」法(航空郵便法)ノ制定ナリトス即チ本法ニ基キ

「郵政長官ハ一切ノ個人商社又ハ法人トノ間ニ航空郵便ヨリ生スル收入ノ五分ノ四ヲ超ヘサル割合ヲ以テ其ノ指定スル地點間ニ於ケル航空郵便物ノ航空機ニ依ル遞送契約ヲ締結シ得ルコト及第一種郵便物ヨリ生スル收入ノ五分ノ四ヲ超ヘサル割合ヲ以テ航空郵便以外ノ第一種郵便物ノ航空機ニ依ル遞送契約ヲ締結シ得ルコトノ權限ヲ有スル」コトトナリタルニ依リ各地ニ請負郵便航空線路ノ開設ヲ見ルニ至リタリ殊ニ從來ヨリ存續シタル若干ノ政府直營航空郵便線路ハ一九二七年九月一日以降全部之ヲ民間ノ經營ニ移シタル事實ハ政府ノ直營カ民間航空事業ヲ壓迫スルノ結果ヲ招來シ民間定期航空保護ノ精神ニ背馳スルニ至ルヲ惧レタルノ事情ヲ窺知セシムモノニシテ政府ノ郵便物空中輸送カ總テ民間定期航空事業ニ委託セラレタル結果ハ之等民間定期航空ノ經營者ニ採算上ノ一保障ヲ供與スルコトトナリタリ尙「ケリー」法ニ於テハ遞送契約報酬ノ計算標準ヲ封度ニ置キタルモ一九三〇年四月ノ「マクナリー、ウォーターズ」改正法ニ於テ之ヲ次ノ如ク重量容積標準ニ改メ報酬支拂ノ公平ト其ノ金額ノ増加ヲ計リタリ即チ

「郵政長官ハ其ノ最低有資入札者ニ指定スルコトアルヘキ地點間ニ於テ容積一立方呎ヲ航空郵便物九封度ニ等シキ

ヲ締結スルコトヲ得」

又「マクナリー、ウォーターズ」法ニ於テハ

「郵政長官ハ一切ノ航空郵便契約ノ破棄ニ際シ其ノ公益上ノ必要ヲ認メタルトキハ一ヶ年ヲ下ラサル期間ニ亘リ航空郵便線路ヲ完全ニ經營シ來リタル一切ノ請負人又ハ其ノ下請負人ニ對シ該契約ニ基キ事業開始セラレタル日ヨリ以後十ヶ年ヲ超エサル期間ニ亘ル航空路免狀ヲ舊契約ノ代リニ發給スルコトヲ得該免狀ハ左ノ規定ヲ設ク即チ該免狀ノ所持者ハ郵政長官カ郵便業務ノ必要上並郵便遞送ニ依ル飛行技術及旅客輸送ノ發展助長上定ムヘキ一切ノ規定及命令ヲ遵守スル限リ該免狀又ハ其ノ修正免狀ニ指定セル航空線路上ニ於テ郵政長官カ隨時但シ少クトモ年一回定期ムヘキ報酬率ニ依リ航空郵便物ヲ遞送スルノ權利ヲ有ス但シ該料金率ハ每哩一、二五弗ヲ超ユルコトヲ得ス」ト規定シ以テ前記報酬金額計算標準ノ改正ト共ニ航空輸送業者ノ旅客運送ノ保護獎勵ヲ計リタリ

(ハ) 一九二五年二月二日ノ制定ニ係ル航空郵便法ニ基キ郵便長官カ私人トノ間ニ航空郵便經營ニ關スル請負契約ヲ締結シタル結果形成セラレタル米國航空郵便線路網ニ關スル一覽表ヲ掲クレハ左ノ如シ

(一) 一九三一年請負國內航空郵便經營者一覽表

線 路 及 番 號	經 營 者	請負者ニ對シテ支拂ヒタル報酬總額	遞送一哩當リ平均報酬
(1) ボ ス ト ン一紐	育	一五四、二四四 <small>第 六九</small>	〇六八 <small>第 六八</small>

合 計	(30) カンサス・シティー・デ ンヴァー	(18) 市 俄 古 桑	(17) 紐 俄 育 市	(8) シ ア ト ル — サン ・ ディエ ゴ	(5) ソ ー ル ト ・ レイ ク ・ シ テ ィ ー ー シ ア トル	(3) 市 俄 古 ダ ラ ス	(34) 紐 育 羅	(27) ベ イ ・ シ テ ィ ー ー 市 俄 古	府	トラン ズ会 社	トラン スアメ リカ ン・エ ーア ラ イン
	ズ会 社 ユナイテッド・ステイツ・エ ーアウェイ			ユ ニ テ ッ ド ・ エ ー ア ・ ラ イ ン ズ 会 社			ウ ェ ス タ ー ン ・ エ ー ア ・ エ ク ス プレ ス	ウ ェ ス タ ー ン ・ コ ン テ ィ ネ ン タル ・ ア ン ド ・	ト ラ ン ス コ ン テ ィ ネ ン タル ・ ア ン ド ・	ト ラ ン ス コ ン テ ィ ネ ン タル ・ ア ン ド ・	ト ラ ン ス コ ン テ ィ ネ ン タル ・ ア ン ド ・
一九八六〇、〇五〇、五四	七五、四二七、二〇	一、一九三、二〇九、四〇	九五一、五四一、四八	一、一八四、三八一、四三	九三〇、四八六、九七	一、八二〇、八九四、六六	〇・五九	〇・五九	〇・五九	六二二、七二一、六五	六〇

平均	〇・七〇	〇・四〇	平均	〇・八二	〇・九三	〇・八二	〇・六七	〇・七八	〇・九〇	〇・五九	〇・五九	〇・五九

(二) 一九三一年請負國內航空郵便輸送成績一覽表

六二

線路及番號	飛行豫定哩數	飛行哩數	實施率	輸送郵便物量
(一) アメリカン・エーアウェイズ會社	三、七、五〇一	三、七、四九二	八、七、二	封度一三、七三〇
(1) ボストンー紐	二、一、〇二三	二、一、〇二三	九、六、六三	六、四、三四
(2) 市俄蘭	二、一、〇二三	二、一、〇二三	九、六、六三	六、四、三四
(1) ボストンー古メニーフィス	一、三、五二、八三	一、三、五二、八三	一、三、八六三	一、三、八六三
(1) ボストンー育	一、三、五二、八三	一、三、五二、八三	一、三、八六三	一、三、八六三
(2) 市俄蘭	一、三、五二、八三	一、三、五二、八三	一、三、八六三	一、三、八六三
(2) 市俄蘭	一、三、五二、八三	一、三、五二、八三	一、三、八六三	一、三、八六三
(2) 市俄蘭	一、三、五二、八三	一、三、五二、八三	一、三、八六三	一、三、八六三
合計	七〇三、八六九	六、五〇四、九四三	九、三、一、九七	二〇八、八九一
(二) イースターン・エーア・トランスポート會社	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(24) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(23) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(22) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(21) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(20) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(1) ボストンー古メニーフィス	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(1) ボストンー育	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(2) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(2) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(2) 市俄蘭	一、三、五、三三	一、三、五、三三	八、三、三三	一、三、八九二
合計	三、五、三、三三	三、五、三、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(30) 市俄蘭	三、五、三、三三	三、五、三、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(29) 市俄蘭	三、五、三、三三	三、五、三、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(28) 市俄蘭	三、五、三、三三	三、五、三、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(27) 市俄蘭	三、五、三、三三	三、五、三、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(26) 市俄蘭	三、五、三、三三	三、五、三、三三	八、三、三三	一、三、八九二
(四) ノースウエスト・エアウェイズ會社	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(9) 市俄蘭	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(11) ワシントンークリーヴランド	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(5) ベンシルヴァニア・エアウェイズ會社	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(6) トランസコントラブル・エーラインズ會社	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(7) トランസكونティネンタル・エーラインズ會社	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(27) ベイシントンー市俄蘭	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(34) 紐育羅	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(8) ウエスターん・エーア・エクスピレス會社	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(4) ソールト・レイク・シティー・サン・ディエゴ	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇
(12) シエイエン・アルブケルケー・マリロ	三、四、九、九九	三、四、九、九九	八、七、二	封度一三、七三〇

(1) ボストンー紐	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(2) 市俄蘭	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(3) 市俄蘭	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(4) ノースウエスト・エアウェイズ會社	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(5) ベンシルヴァニア・エアウェイズ會社	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(6) トランസ코ントラブル・エーラインズ會社	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(7) トランസكونティネンタル・エーラインズ會社	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(27) ベイシントンー市俄蘭	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(34) 紐育羅	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(8) ウエスターん・エーア・エクスピレス會社	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(4) ソールト・レイク・シティー・サン・ディエゴ	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ
(12) シエイエン・アルブケルケー・マリロ	三、四、九、六六	一、三、一、三三	四、六、〇四	一、四、六、四三	六、八、一四七	三、四、九、八八	(19) 紐育ーマイアミ

(12) バンゴー	(10) パラマリルーハリ	(9) クリストバールモントヴァックス	(8) (A) プラウンスヴィルティーラ	(7) (6) マイアミアマ	(5) (A) マイアミー中部	(4) マイアミー	(1) 紐育
ボーブエノス・アイレス	クリスティーラ・サン・サルバドル	ボーブエノス・アイレス	ティーラ・クルス	アマリソ	アミークリストバール	アミークリストバール	オルバニーモントリール
テックス	クリスティーラ・サン・サルバドル	テックス	ティーラ・クルス	アマリソ	アミークリストバール	アミークリストバール	モントリール
六五	二八一	四四五五	二五六	一九三五	二三八〇五	二三三〇五	二五一
パン・アメリカン・エーアウェイズ会社	パン・アメリカン・エーアウェイズ会社	パン・アメリカン・エーアウェイズ会社	パン・アメリカン・エーアウェイズ会社	パン・アメリカン・エーアウェイズ会社	カナディアン・コロニアル・エーアウェイズ会社	カナディアン・コロニアル・エーアウェイズ会社	三三四四

(九) ユナイテッド・エーア・ラインズ會社 市俄古ダ	(八) ソールト・レイク・シティー・シ 市俄古桑	(七) カンサス・シティー・デ 市俄古ゴ	(六) (ユナイテッド・ステイツ・エーアウェイズ會社 合計港古)
一八五、三六	一八五、三〇	一三七、三七	一六七、一〇一
一八六、一七三	一八六、一七三	一三四、一〇三	一六七、一〇一
二〇七、一八五	二〇七、一八五	一八二、三五九	一六七、一〇一
四三〇四、三五五	四三〇四、三五五	四〇八八、六六五	一八一、三五九
一〇八、七、二六	一〇八、七、二六	一〇一、三五九	一六七、一〇一
三〇、八五、一九	三〇、八五、一九	一八、三五、九三	一六七、一〇一
九三	九三	九三	九三
九七〇	九七〇	九七〇	九七〇
九七一	九七一	九七一	九七一
九七二	九七二	九七二	九七二
九七三	九七三	九七三	九七三
九七四	九七四	九七四	九七四
九七五	九七五	九七五	九七五
九七六	九七六	九七六	九七六
九七七	九七七	九七七	九七七
九七八	九七八	九七八	九七八
九七九	九七九	九七九	九七九
九八〇	九八〇	九八〇	九八〇
九八一	九八一	九八一	九八一
九八二	九八二	九八二	九八二
九八三	九八三	九八三	九八三
九八四	九八四	九八四	九八四
九八五	九八五	九八五	九八五
九八六	九八六	九八六	九八六
九八七	九八七	九八七	九八七
九八八	九八八	九八八	九八八
九八九	九八九	九八九	九八九
九九〇	九九〇	九九〇	九九〇
九九一	九九一	九九一	九九一
九九二	九九二	九九二	九九二
九九三	九九三	九九三	九九三
九九四	九九四	九九四	九九四
九九五	九九五	九九五	九九五
九九六	九九六	九九六	九九六
九九七	九九七	九九七	九九七
九九八	九九八	九九八	九九八
九九九	九九九	九九九	九九九

(三) 一九三一年請負國外航空郵便經營者一覽表

線路及番號 距離 經營者

一、航空工業ニ關スル保護獎勵

六六

定期航空ニ對スルト同様米國政府ハ航空工業ニ付テモ亦補助金ヲ交付スルカ如キ直接ノ保護獎勵策ヲ採ルコトナク唯陸海軍ノ空軍ヨリ從來國內ノ民間航空機製作業者ニ莫大ノ額ノ航空機及發動機ノ製作ヲ注文シ來レリ從テ右ハ米國民間航空機製作業者ニトリテハ民間航空方面ニモ劣ラサル重要ナル得意先ニシテ此ノ事實ハ政府カ米國航空工業界ヲ間接ニ保護シ居ルモノト看做スコトヲ得ヘシ蓋シ大量生産ハ生產費ノ減少ヲ來サシムルノミナラス製作業ノ經營自體ヲ確保スルモノナレハナリ

試ミニ一九三一年ニ於ケル陸海軍側ヨリノ民間航空機製作業者ニ對スル注文ノ具體的數字ニ就イテ見レハ左ノ如シ

(一) 一九三一年陸軍注文飛行機及其ノ請負製作業者一覽表

業者	製作	請負	機數	型式
ダグラス航空機會社	ダグラス航空機會社	二八	二	PBT
ボーイング飛行機會社	ボーイング飛行機會社	一一	一	Y-1C
トマス・モーザズ航空機會社	トマス・モーザズ航空機會社	一九	一	Y-C
コンソリディエッド航空機會社	コンソリディエッド航空機會社	一四	一	Y-C
フォード・モーターズ航空機會社	フォード・モーターズ航空機會社	一四	一	Y-C
デトロイト航空機會社	デトロイト航空機會社	一七	一	Y-C
デトロイト航空機會社	デトロイト航空機會社	一一	一	Y-C
ダグラス航空機會社	ダグラス航空機會社	一一	一	Y-C
ボーイング飛行機會社	ボーイング飛行機會社	一九	一	Y-C
トマス・モーザズ航空機會社	トマス・モーザズ航空機會社	一九	一	Y-C
コンソリティッド航空機會社	コンソリティッド航空機會社	一一	一	Y-C
カーチス・エロ・アンド・モーター會社	カーチス・エロ・アンド・モーター會社	一一	一	Y-C
ノースラップ航空機會社	ノースラップ航空機會社	一二	一	Y-C
トマス・モーザズ航空機會社	トマス・モーザズ航空機會社	一二	一	Y-C
ボーイング飛行機會社	ボーイング飛行機會社	一九	一	Y-C
ダグラス航空機會社	ダグラス航空機會社	一九	一	Y-C
デトロイト航空機會社	デトロイト航空機會社	一九	一	Y-C
コンソリティッド航空機會社	コンソリティッド航空機會社	一九	一	Y-C
フォッカー航空機會社	フォッカー航空機會社	一九	一	Y-C
フォッカー航空機會社	フォッカー航空機會社	一九	一	Y-C

Y-B	Y-O	Y-Y	P-O	Y-Y	P-O	Y-P	Y-O	F	Y-P	六 ^{モデル}	B	O
Y-O	Y-O	P-T	B-O	Y-C	C-C	Y-C	Y-C	F	Y-C	一九	A	二
Y-Y	Y-Y	B-O	P-T	Y-C	C-C	Y-P	Y-C	Y	Y-C	一	G	三八B
P	P	O	O	C	C	T	T	T	T	一	二	三八B
O	O	Y	Y	Y	Y	P	P	O	O	一	A	C
P	P	T	T	O	O	T	T	P	P	一	一	
O	O	T	T	O	O	T	T	O	O	一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	
										一	一	

備考

右注文飛行機中結局引渡サレタルハ四七九機ニシテ此ノ他陸軍發動機一、三四二基ヲ購入シタリ

(二) 一九三一年海軍購入航空機一覽表

六八

種類	機數	製作會社
偵察機	一	グラムマン航空機會社
水上飛行機	一	ボーリング飛行機會社
水上飛行機	一	ボーリング飛行機會社
水上飛行機	一	B-J 航空機會社
水上飛行機	一	カーチス航空機會社
水上飛行機	一	カーチス航空機會社
水上飛行機	一	ヴァウト航空機會社
水上飛行機	一	ピットカーン航空機會社
水上飛行機	一	ローニング航空機會社
水上飛行機	一	シコルスキーエアクラフト・ヘリコプター航空機會社
水上飛行機	一	グレイト・レイクス航空機會社
水上飛行機	一	ド・ハヴィランド航空機會社
水上輸送機	一	グラムマン航空機會社
水上輸送機	一	コンソリディエティッド航空機會社
水上輸送機	一	デトロイト航空機會社
水上輸送機	一	マルティン航空機會社
水上輸送機	一	コンソリディエティッド航空機會社
水上輸送機	一	スタート航空機會社
水上輸送機	一	フオッカー航空機會社
水上輸送機	一	シコルスキーエアクラフト・ヘリコプター航空機會社
水上輸送機	一	カーチス・ライト航空機會社
水上輸送機	一	ダグラス航空機會社
水上輸送機	一	シコルスキーエアクラフト・ヘリコプター航空機會社
水上輸送機	一	ペランカ飛行機會社

| 輸送機 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水陸兩用機 | 水陸兩用機 | 水雷投下機 | 爆破投下機 | 水上飛行機 |
| 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 |
| 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 | 機 |

備考 右海軍購入機合計ハ一六五機ナルカ其ノ價格ハ三、二二一、三九八・〇八弗ナリ 又海軍ハ航空機部分品四八六、二六五・五〇弗ノ外發動機二五六基(一、七四〇、八八八・六一弗)及發動機部分品(三二八、二七三・〇一九弗)ヲ購入シタリ

米國航空機材ノ優秀性ハ海外ニ於テモ亦絶大ノ名聲ヲ博シ世界各國ニ其ノ販路ヲ開拓シ居レリ 今左ニ最近四ヶ年間ノ
航空機材輸出統計表ヲ掲ケム

六九

年 次	飛 行 數 量	行 機 金 額	發 動 數 量	機 金 額	部 分 品 總 額
一九二八年	一六三	一七五九、六三 ^弗	一九	六四、八六 ^弗	三六四、七三 ^弗
一九二九年	一三四	一七五九、六三 ^弗	三一	一三四五、一〇八	三三一、一〇八
一九三〇年	三三一	五五七四、四八〇	三七七	一六三五、〇九六	九、三〇一、三八五
一九三一年	一四〇	四八一九、交九	三一七	一六三五、一六一	八、八六、三九五
	一八二三、八一七		一四七四、四八九	一五三三、二一五	四、八一〇、五三一

三、航空科學研究團體

(一) 國民航空諮詢委員會 (National Advisory Committee for Aeronautics.) (NACA)

設置目的

航空ニ關スル諸問題ノ科學的研究ヲ指導監督シ之カ實際的解決及試驗的ニ検討スヘキ諸問題ノ決定、其ノ研究及之力實際上ノ應用ヲ目的トス

組織

大統領ノ任命スル委員十五名ヨリ成ル其ノ内譯左ノ如シ

陸軍省 二名、海軍省 二名、「スマスソニア・インスティテューション」、氣象局、規格局ヨリ各一名及其ノ他ノ航空ニ關スル専門家八名

設備

設置目的

「ラングレイ・フィールド」ニ完備セル航空實驗所ヲ有シ直接航空ニ關スル科學的研究及實驗ヲ爲シ其ノ結果ヲ年報又ハ隨時刊行物ヲ以テ公達ス

(二) 航空協調委員會

設置目的

各省ニ分屬セル航空官憲間ニ於テ共同政策ニ關スル問題ヲ協議スルヲ以テ目的トス

組織

陸軍省航空次官、海軍省航空次官及商務省航空次官ヲ以テ組織ス

(三) 民間航空共同調查委員會

設置目的

航空界ノ經濟的狀況ヲ全世界ニ亘リテ總括的ニ研究シ併セテ米國ニ於ケル商業航空ノ全國的發達ノ爲ニ缺クヘカラサル方策ヲ建議ス

(四) 航空線路設定合同調查委員會

設置目的

國內航空線路ノ開設ニ關スル研究ヲナス

組織

六名ノ委員即チ商務省ヨリ三名、郵政廳ヨリ三名選任セラル

四、米國民間航空豫算

年次	N 飛商								
內	A 行務								
譯	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵
金額	一九二七	一九二六	一九二五	一九二四	一九二三	一九二二	一九二一	一九二〇	一九一九
計	一九二七	一九二六	一九二五	一九二四	一九二三	一九二二	一九二一	一九二〇	一九一九

一九三二	一九三一	一九三〇	一九二九	一九二八	一九二七
一一三三	一一三二	一一三一	一一三〇	一一二九	一一二八
N 飛商					
A 行務					
C 郵	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵	C 郵
A 便省					
一千零一十	九百九十九	九百九十八	九百九十七	九百九十六	九百九十五
八九二九六六	八九二九五九	八九二九四三	八九二九三一	八九二九二一	八九二九一九
三五九四一九七〇	三五九四一九六〇	三五九四一九五〇	三五九四一九四〇	三五九四一九三〇	三五九四一九二〇
一千零一十一	九百九十九	九百九十八	九百九十七	九百九十六	九百九十五
八四五四	八四四四	八四三四	八四二四	八四一四	八四〇四
五百零一	五百零一	五百零一	五百零一	五百零一	五百零一
四二五〇	三七九一	三六五〇	三五四〇	三四〇〇	三二七〇
五千三〇	四一五〇	三九三〇	三八一〇	三六九〇	三五七〇
六四一六六二	六四一六六一	六四一六六〇	六四一六五九	六四一六五八	六四一六五七
六千零六	六千零五	六千零四	六千零三	六千零二	六千零一
四三六一八五〇	四三六一八四〇	四三六一八三〇	四三六一八二〇	四三六一八一〇	四三六一八〇〇



終

